

# 港区生活安全行動計画

Minato City Safe-Community Promoting Action Plan

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

～「安全で安心できる港区」の実現をめざして～

(素案)

(Draft)

令和2(2020)年11月

港 区

## 港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和 60 年 8 月 15 日

港 区

## 素案の策定に当たって

区は、「区民の安全・安心の確保」を区政の最重要課題としています。

港区生活安全行動計画は、「安全で安心できる港区」を実現するための生活安全の取組について、めざすべき目標や課題を明らかにし、具体的な事業計画を示すものです。

平成 18 年(2006)年に「港区生活安全行動計画（平成 18(2006)年度～平成 20(2008)年度）」を策定し、これまでに 4 回の策定を重ねる中で、犯罪、火災の防止及び公共空間における義務・マナー違反等の環境改善に取り組み、安全で安心できるまちづくりを進めてきました。

区内の刑法犯認知件数は、ピーク時の平成 15(2003)年の 10,189 件から令和元(2019)年には 3,474 件と、約 1/3 にまで減少したものの、子ども、女性への不審な声掛けや、高齢者を狙った特殊詐欺など、区民生活において憂慮すべき事案が現在も多数発生しています。また、令和 3(2021)年に延期となった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際しては、国内外からの来街者が増える中、治安についての不安を感じている人が多くいます。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の暮らしを根底から揺るがし、私たちはこれまでにない危機に直面しています。生活安全の面でも、テレワークの推進等により在宅時間が長くなるとともに、様々な手続きのオンライン化が進む中で、給付金に便乗した詐欺をはじめ、インターネット犯罪に対する不安が高まるなど、区民の安全・安心が脅かされています。

この度、区は、新型コロナウイルス感染症の影響を含めた社会経済状況や犯罪発生状況等を踏まえ、学識経験者、公募区民、区内警察署・消防署等で構成される港区生活安全行動計画策定会議での審議、生活安全に関する区民アンケート調査の結果等をもとに港区生活安全行動計画を策定します。

本計画では、「子ども、女性の安全安心の確保」、「高齢者、障害者の安全安心の確保」、「繁華街の安全安心の確保」の 3 つの課題に重点的に取り組むとともに、全ての区民・地域に向けた安全安心の取組を推進していくこととしています。

区は、新型コロナウイルス感染症の影響で先行きが不透明な状況だからこそ、区民及び事業者の皆さんや、関係機関との協働の輪をより一層広げ、本計画に基づく施策を着実に推進することにより、港区に住み、働き、訪れる全ての人が「安全で安心できる港区」を実感できるよう全力を尽くしてまいります。

# 港区生活安全行動計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

## 目次

第1章	総論	1
1	港区生活安全行動計画の位置付けと役割	2
2	計画の対象	3
3	計画期間	3
4	計画の検討体制	3
5	提言等の反映	4
6	港区生活安全行動計画の策定に当たって	4
第2章	港区の生活安全に関する現状	5
1	犯罪・火災発生状況	6
2	生活安全区民意識～港区生活安全に関するアンケート調査	14
第3章	港区生活安全行動計画の策定	19
1	基本的な考え方	20
2	取り組むべき3つの重点課題と全ての区民・地域に向けた取組	23
3	推進するための3つの手法	24
第4章	港区生活安全行動計画策定での具体的な取組	27
	3つの重点課題＋全ての区民・地域に向けた取組×3つの手法	
	⇒ 安全で安心して暮らせる都心をつくる	28
	重点課題1 子どもや女性の安全・安心を確保する	31
	重点課題2 高齢者、障害者の安全・安心を確保する	47
	重点課題3 繁華街の安全・安心を確保する	57
	全ての区民・地域に向けた安全安心の取組	73
参考資料		91
1	港区生活安全行動計画の策定経過	92
2	区民アンケート結果概要	97
3	関連する条例等	103

# 第1章

## 総論

---

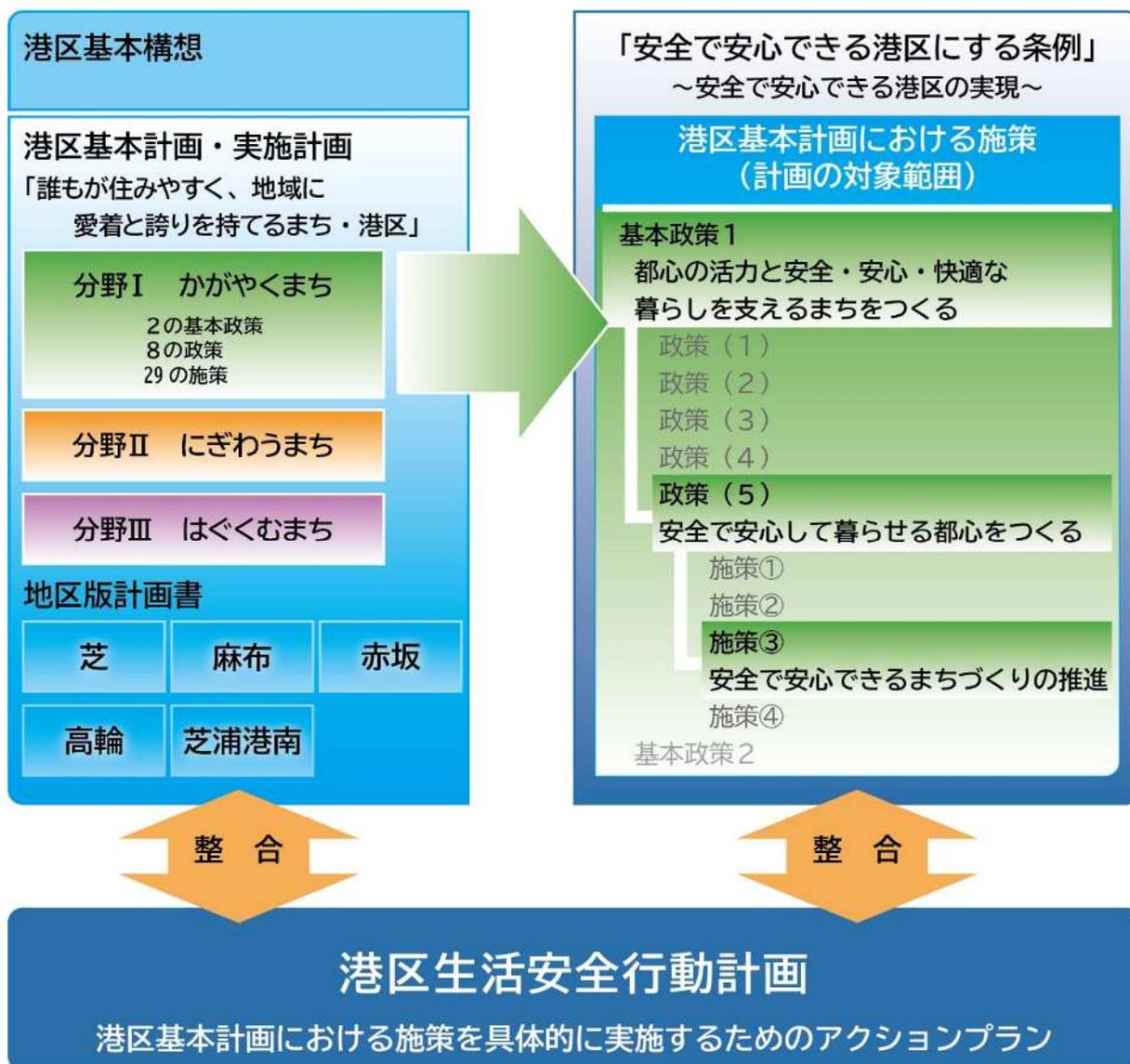
# 1 港区生活安全行動計画の位置付けと役割

港区生活安全行動計画（以下「行動計画」という。）は、「安全で安心できる港区にする条例」を基本に据え、防犯や防火等の各種生活安全事業の実施に関し、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにし、「安全で安心できる港区」を実現するための方向性と具体的な取組を明らかにするアクションプランです。

平成 18（2006）年 6 月に「港区生活安全行動計画（平成 18（2006）年度～平成 20（2008）年度版）」を策定し、以後、3 年ごとに社会情勢や犯罪発生状況と傾向、区民意見等を踏まえて 4 回の策定を重ね、行動計画に基づく事業に計画的に取り組んできました。

本計画は、港区基本計画（令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度）に計上した施策を具体的かつ体系的に示した個別計画であり、計画期間である令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度に取り組むべき施策について、港区基本計画の見直しに向けた「みなとタウンフォーラム」からの提言や「港区生活安全に関するアンケート調査」などの区民意見の調査・分析、「港区生活安全行動計画策定会議」での議論などを十分に反映させています。

## 港区生活安全行動計画の位置付け



## 2 行動計画の対象

- (1) 区民生活に身近な場所で発生する犯罪（子どもや女性を狙った犯罪、高齢者や障害者などを狙った特殊詐欺等）及び火災の防止
- (2) 道路や公園等の公共空間における義務・マナー違反等（客引き行為、落書き、ごみの不法投棄、路上喫煙・ポイ捨て等）の環境改善

※「安全・安心」の概念に含まれる事柄のうち、防災（自然災害）、交通安全（道路交通）、地域福祉や医療・保健等については、個別の法令、条例及び計画等により推進が図られていることから、本行動計画の対象には含まないこととします。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、港区基本計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）・港区実施計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）との整合を図り、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年とします。

## 4 計画の検討体制

学識経験者、公募区民等により構成する港区生活安全行動計画策定会議（区民参画組織）及び区防災危機管理室長、区課長級職員で構成する港区生活安全施策推進検討会（庁内検討組織）において検討しました。

## 5 提言等の反映

### (1) 港区生活安全行動計画策定会議での意見及びみなとタウンフォーラムからの提言

本計画は、前行動計画と同様に、港区生活安全行動計画策定会議委員の意見及び提案を反映するとともに、港区基本計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）の策定や見直しの際に、港区に住み、働き、学ぶ皆さんが主体となり、意見を出し合い、区に提言を行う参画組織である、みなとタウンフォーラムの第2グループ（防災・生活安全分野）からの提言の反映に努めました。

### (2) 港区生活安全協議会及び各地区生活安全活動推進協議会からの意見

本計画は、「安全で安心できる港区にする条例」に基づき、生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議するために設置されている「港区生活安全協議会」及び「各地区生活安全活動推進協議会」からの意見の反映に努めました。

### (3) パブリックコメント、区民説明会

本計画は、素案を策定した段階で広報みなとや区のホームページ等を通じ意見を募集するとともに、区民説明会を開催し、いただいた意見の反映に努めました。

## 6 港区生活安全行動計画の策定に当たって

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国では、令和2（2020）年4月に緊急事態宣言が発出され、これまでにない日常生活の行動変容が求められました。不要不急の外出自粛や、飲食店をはじめ多くの事業者に対する休業要請によって、区民生活や地域経済に極めて深刻な影響が生じています。

区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人口動向への影響を注意深く観察し、計画に計上した事業等の実施について柔軟に対応するとともに、景気後退による財政状況の変化も注視し、優先的・重点的に取り組む課題に財源を積極的に配分することにより、港区らしいきめ細やかなサービスを展開していきます。

## 第2章 港区の生活安全に関する現状

---

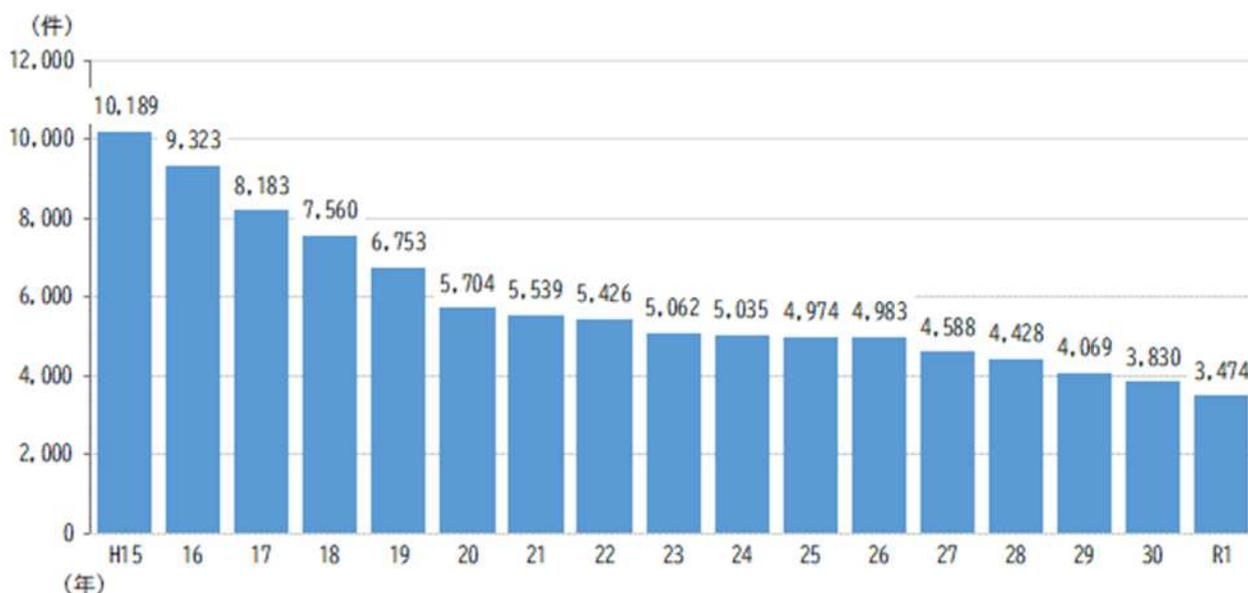
# 1 犯罪・火災発生状況

## (1) 犯罪発生状況

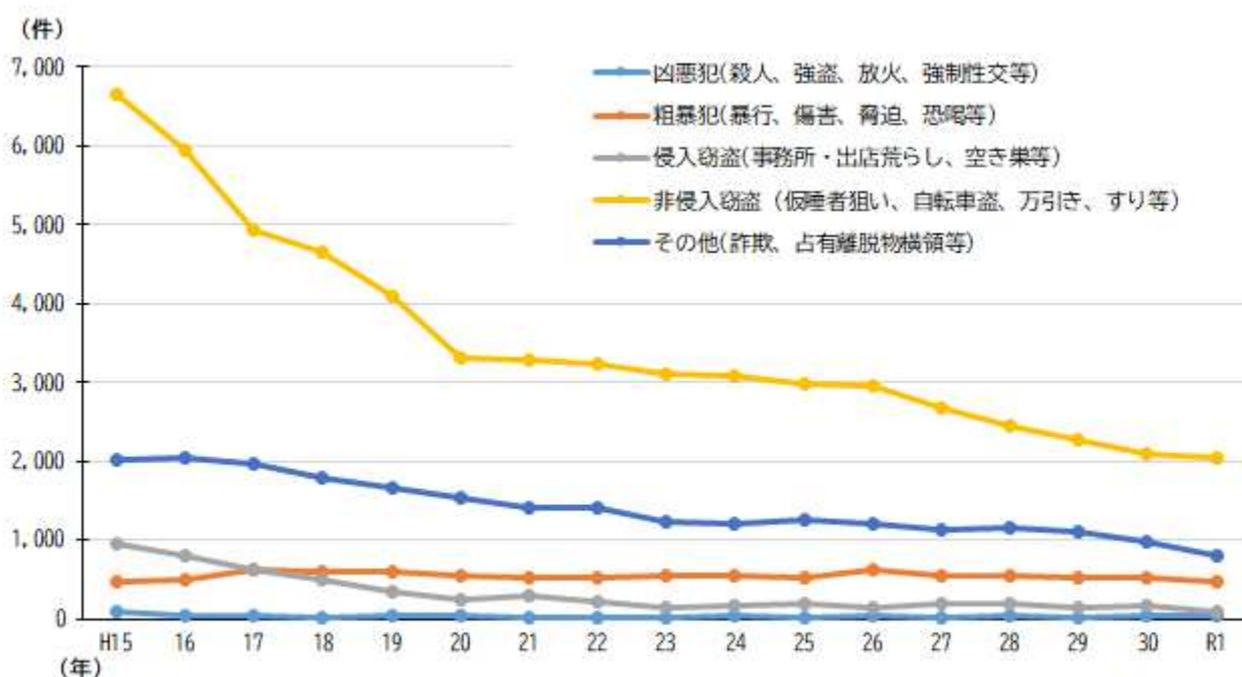
区内の刑法犯認知件数は、平成 15(2003)年の 10,189 件をピークに減少傾向が続き、令和元(2019)年は 3,474 件（前年比 356 件減。）でした。（グラフ 1）

罪種別の刑法犯認知件数では、凶悪犯と粗暴犯は横ばいで推移しているものの、その他の罪種は減少傾向となっています。（グラフ 2、表 1）

グラフ 1 港区内の刑法犯認知件数推移（平成 15(2003)年～令和元(2019)年）



グラフ 2 港区内の罪種別刑法犯認知件数推移（平成 15(2003)年～令和元(2019)年）



資料：「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」（警視庁）

表1 港区内の罪種別刑法犯認知件数推移（平成15(2003)年～令和元(2019)年）

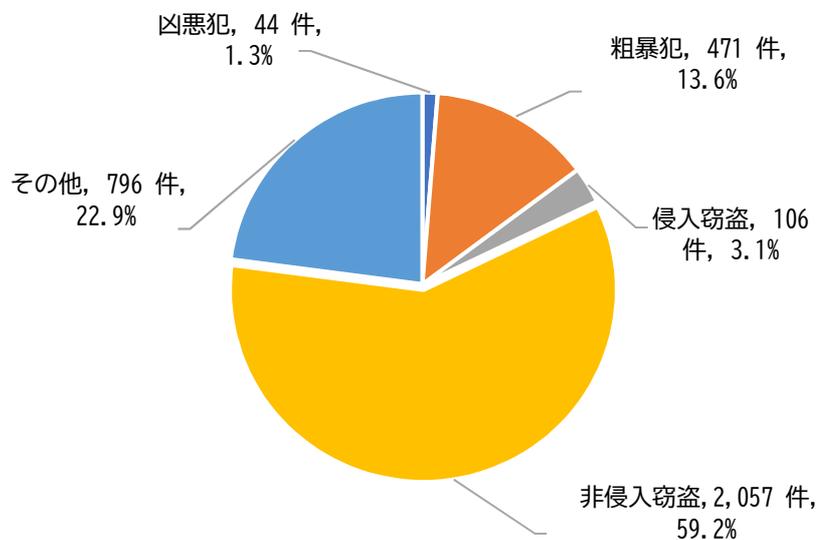
罪種年	凶悪犯 (殺人、強盗、放火、強制性交等)	粗暴犯 (暴行、傷害、脅迫、恐喝等)	侵入窃盗 (事務所・出店荒らし、空き巣等)	非侵入窃盗 (仮睡者狙い、自転車盗、万引き、すり等)	その他 (詐欺、占有離脱物横領等)
H15	83	484	950	6,661	2,011
16	46	500	795	5,941	2,041
17	40	636	618	4,927	1,962
18	31	604	489	4,654	1,782
19	40	593	336	4,109	1,675
20	39	553	254	3,318	1,540
21	30	520	289	3,291	1,409
22	26	532	232	3,225	1,411
23	23	554	157	3,103	1,225
24	33	553	158	3,094	1,197
25	28	518	188	2,971	1,269
26	46	622	149	2,961	1,205
27	28	558	187	2,685	1,130
28	34	563	203	2,463	1,165
29	27	527	143	2,268	1,104
30	39	531	167	2,105	988
R1	44	471	106	2,057	796

資料：「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」（警視庁）

区内刑法犯認知件数全体からみた犯罪種別ごとの件数の割合をみると、「非侵入窃盗」が2,057件で59.2%、「その他」が796件で22.9%を占めており、次いで「粗暴犯」が471件で13.6%、「侵入窃盗」が106件で3.1%となっています（グラフ3）。

犯罪種別の件数が最も多い「非侵入窃盗」の主な内訳は、駅などでの仮睡者狙い等が889件、自転車盗が483件、万引きが351件、すりが171件となっています。

グラフ3 港区内罪種及び手口別刑法犯認知件数（令和元(2019)年）



令和元(2019)年における総合支所管内別の刑法犯認知件数は、芝地区 1,031 件 (29.7%)、麻布地区 944 件(27.2%)、赤坂地区 573 件(16.5%)、高輪地区 632 件(18.2%)、芝浦港南地区 293 件 (8.4%) となっています。(グラフ4、表2)

グラフ4 港区内総合支所管内別刑法犯認知件数(令和元(2019)年)

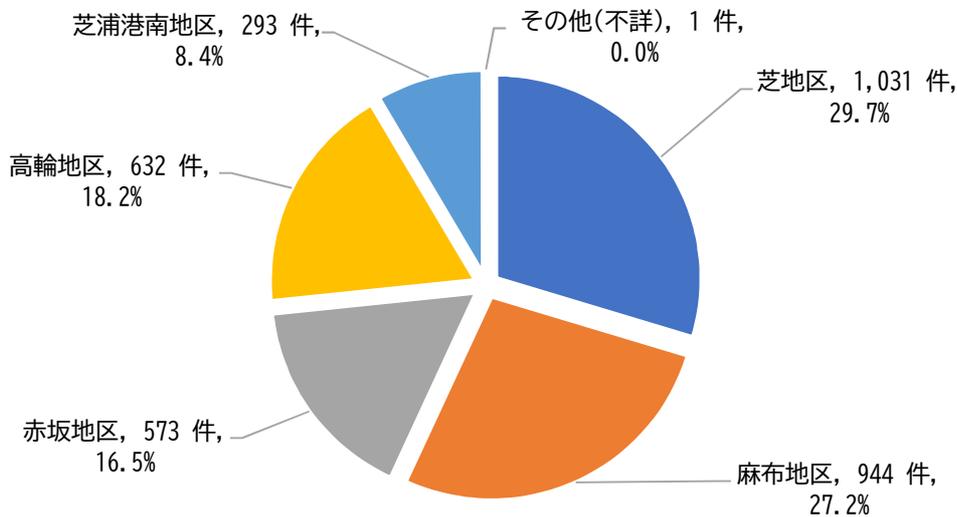


表2 港区内総合支所管内別の罪種別刑法犯認知件数(令和元(2019)年)

総合支所管内	総合計	凶悪犯 (殺人、強盗、 放火、強制的性交等)	粗暴犯 (暴行、傷害、 脅迫、恐喝等)	侵入窃盗 (事務所・出 店荒らし、空 き巣等)	非侵入窃盗 (仮睡者狙い、 自転車盗、万引 き、すり等)	その他 (詐欺、占有 離脱物横領 等)
芝地区	1,031	10	157	19	621	224
麻布地区	944	20	136	42	491	255
赤坂地区	573	5	83	27	336	122
高輪地区	632	5	59	14	427	127
芝浦港南地区	293	4	36	4	182	67
その他(不詳)	1	0	0	0	0	1
合計(港区全体)	3,474	44	471	106	2,057	796
東京都全体	104,668	660	7,587	4,550	69,441	22,430

資料：「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」(警視庁)

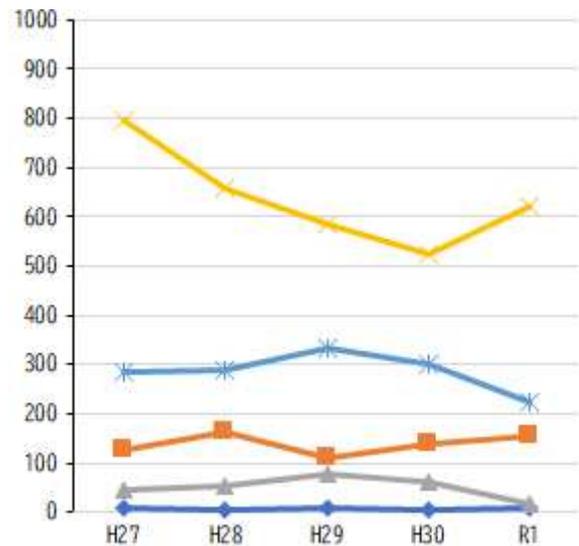
※暫定値

芝	芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1～3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布	麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布、元麻布、西麻布、六本木、麻布台、麻布十番、東麻布
赤坂	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪	三田4・5丁目、高輪、白金、白金台
芝浦港南	芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場

総合支所管内別の刑法犯認知件数について、各地区の特徴は次のとおりです。

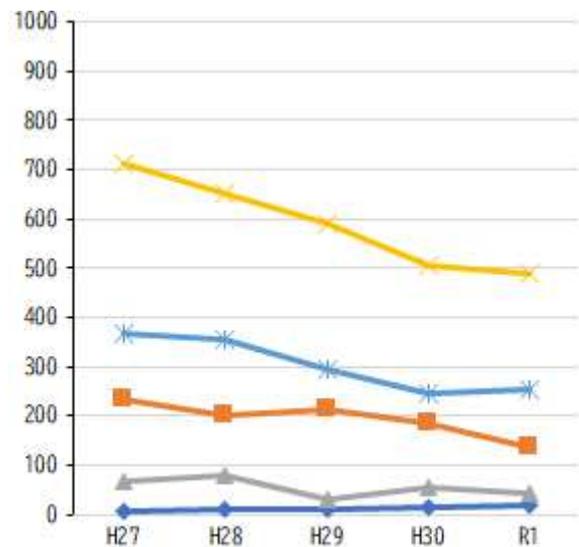
■ 芝地区（芝地区総合支所管内）

- ・ 刑法犯の認知件数（令和元(2019)年）は、1,031 件と、区内 5 地区の中で最も多くなっています。
- ・ 犯罪種別にみると、平成 29(2017)年に比べ「侵入窃盗」は減少しているものの、「凶悪犯」「粗暴犯」「非侵入窃盗」は増加傾向にあります。「非侵入窃盗」は最も件数が多く、地区内の 60.2%を占めています。



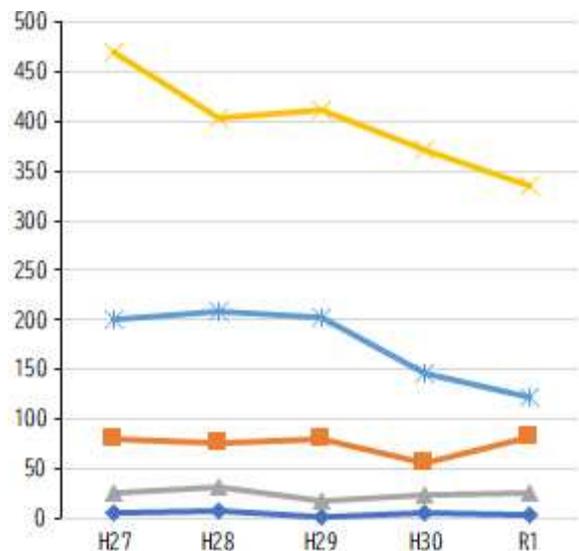
■ 麻布地区（麻布地区総合支所管内）

- ・ 刑法犯の認知件数（令和元(2019)年）は、944 件と、区内 5 地区の中で 2 番目に多くなっています。
- ・ 犯罪種別にみると、平成 29(2017)年に比べ「凶悪犯」「粗暴犯」は減少傾向にあります。芝地区と同様に他の 3 地区と比べて、各犯罪件数は多い状況です。また、「侵入窃盗」の割合が 4.4%で、5 地区のなかで 2 番目に高い状況です。



■ 赤坂地区（赤坂地区総合支所管内）

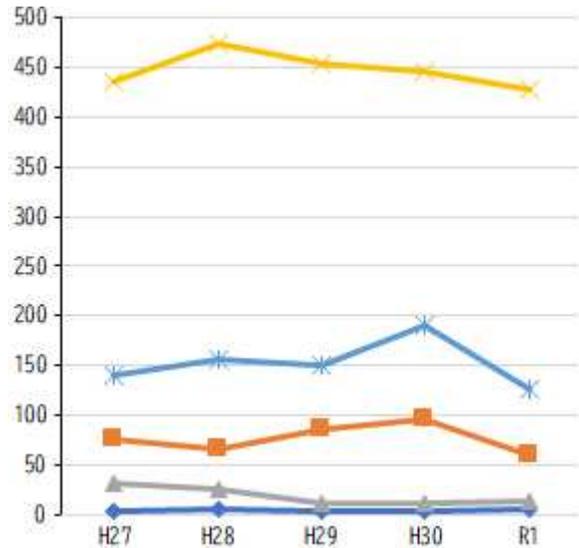
- ・ 刑法犯の認知件数（令和元(2019)年）は、573 件と、区内 5 地区の中で 2 番目に少ない件数となっています。
- ・ 犯罪種別にみると、「凶悪犯」は減少傾向にあり、その後は横ばいで推移しています。他地区と同様に「非侵入窃盗」が最も件数多く、地区内の 58.6%を占めています。また、「侵入窃盗」の割合が 4.7%で 5 地区のなかで最も高い状況です。



凶悪犯 粗暴犯 侵入窃盗 非侵入窃盗 その他

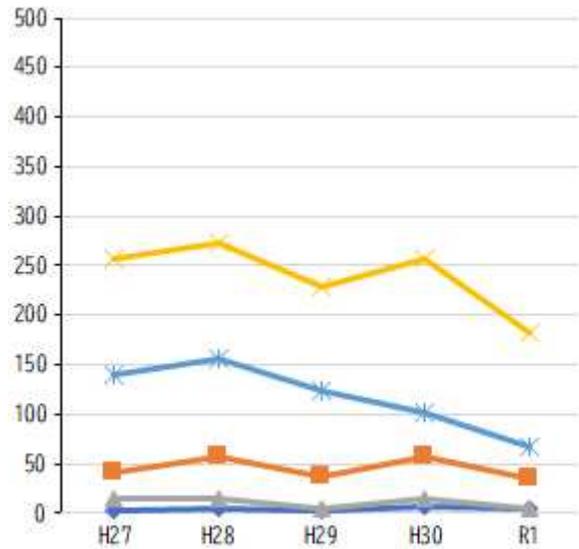
■ 高輪地区（高輪地区総合支所管内）

- ・ 刑法犯の認知件数（令和元(2019)年）は、632件と、区内5地区の中で3番目に多くなっています。
- ・ 犯罪種別にみると、他地区と同様に「非侵入窃盗」が最も件数が多く、地区内の67.6%を占めています。「粗暴犯」は9.3%で、他地区と比べると最も低い状況です。



■ 芝浦港南地区（芝浦地区総合支所管内）

- ・ 刑法犯の認知件数（令和元(2019)年）は、293件と、区内5地区の中で最も少ない件数となっています。
- ・ 犯罪種別にみると、平成 29(2017)年までいずれの犯罪種でも増加傾向にありましたが、横ばい・減少傾向となっています。



— 凶悪犯 — 粗暴犯 — 侵入窃盗 — 非侵入窃盗 — その他

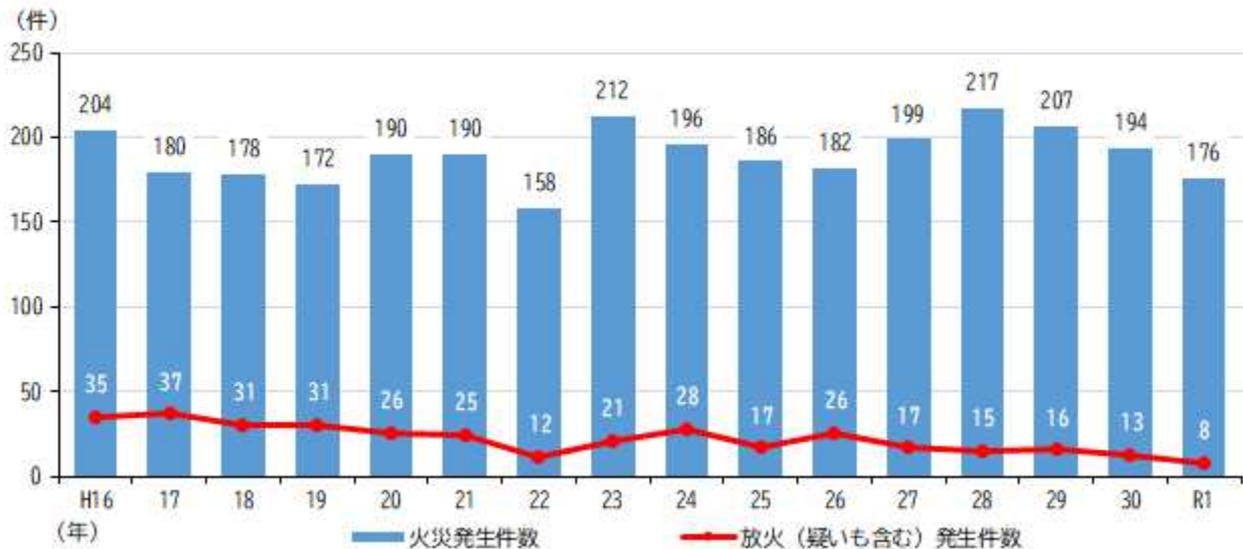
芝	芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1～3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布	麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布、元麻布、西麻布、六本木、麻布台、麻布十番、東麻布
赤坂	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪	三田4・5丁目、高輪、白金、白金台
芝浦港南	芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場

- 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等  
 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝等  
 侵入窃盗・・・事務所・出店荒し、空き巣等  
**非侵入窃盗・・・仮睡者狙い、自転車盗、万引き、すり等**  
 その他・・・詐欺、賭博、占有離脱物横領等

## (2) 火災発生状況

区内の火災発生件数は、最近 10 年間では、年間 200 件前後で推移しており、令和元(2019)年は 176 件(前年比 18 件減)でした(グラフ 5)。また、放火(疑いも含む)発生件数は、平成 17(2005)年の 37 件をピークに減少傾向にあり、令和元(2019)年は 8 件でした。

グラフ 5 港区内の火災発生件数推移(平成 16(2004)年～令和元(2019)年)



資料：「消防署別火災状況」(東京消防庁)

表 3 港区内の火災発生件数推移(平成 16(2004)年～令和元(2019)年)

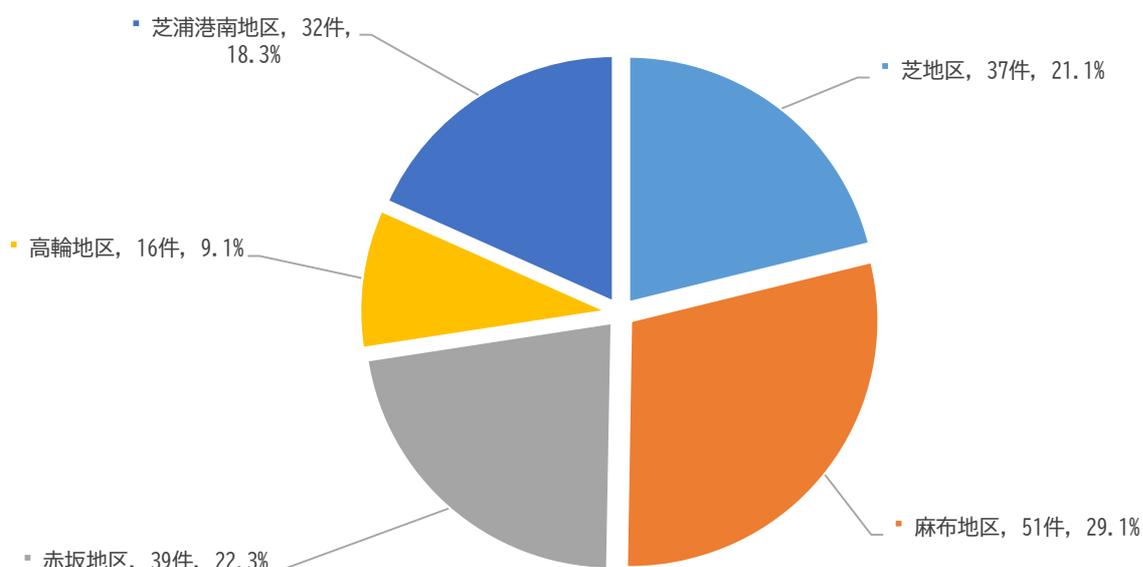
	火災発生件数	放火(疑いも含む)発生件数	放火(疑いも含む)割合
平成16(2004)年	204	35	17.2%
平成17(2005)年	180	37	20.6%
平成18(2006)年	178	31	17.4%
平成19(2007)年	172	31	18.0%
平成20(2008)年	190	26	13.7%
平成21(2009)年	190	25	13.2%
平成22(2010)年	158	12	7.6%
平成23(2011)年	212	21	9.9%
平成24(2012)年	196	28	14.3%
平成25(2013)年	186	17	9.1%
平成26(2014)年	182	26	14.3%
平成27(2015)年	199	17	8.5%
平成28(2016)年	217	15	6.9%
平成29(2017)年	207	16	7.7%
平成30(2018)年	194	13	6.7%
令和元(2019)年	176	8	4.5%

資料：「消防署別火災状況」(東京消防庁)

令和元(2019)年における区内火災発生件数 175 件（治外法権火災 1 件を除く）について、総合支所管内別火災発生は、麻布地区が最も多く 51 件、次いで赤坂地区が 39 件、芝地区が 37 件、芝浦港南地区が 32 件、高輪地区が 16 件となっています（グラフ 5 - 2）。

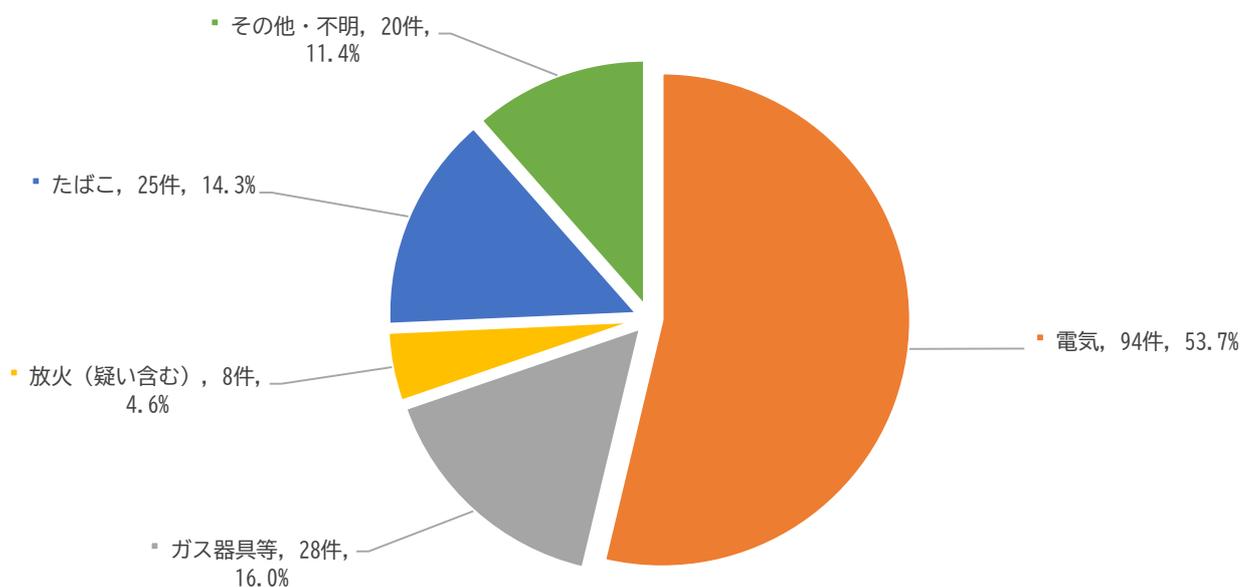
区内火災発生件数全体からみた火災原因別の件数の割合をみると、「電気」が 94 件で 53.7%、「ガス器具等」が 28 件で 16.0%、「たばこ」が 25 件で 14.3%、「その他・不明」が 20 件で 11.4%を占めており、刑法犯の凶悪犯に分類される「放火（疑いも含む）」は 8 件で 4.6%となっています（グラフ 5 - 3）（表 4）。

グラフ 5 - 2 港区内総合支所管内別火災発生状況（令和元(2019)年）※治外法権火災を除く。



資料：区内消防署調べ（芝消防署、麻布消防署、赤坂消防署、高輪消防署）

グラフ 5 - 3 港区内主な火災発生原因（令和元(2019)年）※治外法権火災を除く。



資料：区内消防署調べ（芝消防署、麻布消防署、赤坂消防署、高輪消防署）

表4 港区内総合支所管内別主な火災原因（令和元(2019)年）※治外法権火災を除く。

	電気	ガス器具等	放火（疑い含む）	たばこ	その他・不明	計
芝地区	18	7	2	5	5	37
	48.6%	18.9%	5.4%	13.5%	13.5%	100.0%
麻布地区	23	12	2	7	7	51
	45.1%	23.5%	3.9%	13.7%	13.7%	100.0%
赤坂地区	24	6	0	5	4	39
	61.5%	15.4%	0.0%	12.8%	10.3%	100.0%
高輪地区	10	0	3	3	0	16
	62.5%	0.0%	18.8%	18.8%	0.0%	100.0%
芝浦港南地区	19	3	1	5	4	32
	59.4%	9.4%	3.1%	15.6%	12.5%	100.0%
港区全体	94	28	8	25	20	175
	53.7%	16.0%	4.6%	14.3%	11.4%	100.0%

資料：区内消防署調べ（芝消防署、麻布消防署、赤坂消防署、高輪消防署）

## 2 生活安全区民意識～港区生活安全に関するアンケート調査～

本計画に区民意識を反映するため、区民を対象に港区生活安全に関するアンケート調査を令和2(2020)7月に実施しました。

■対 象：港区内の各町会・自治会の会長、民生委員・児童委員、区立小・中学校及び幼稚園のPTA会長、区政モニター

■配布数：443件、回答者数(有効回答数)：325件、回収率：73.4%

※前回のアンケート調査は、3年以上の区内在住者を無作為抽出(1,034人、回答者数357件)し、実施しました。調査方法が異なるため、前回調査との比較は参考として記載しています。

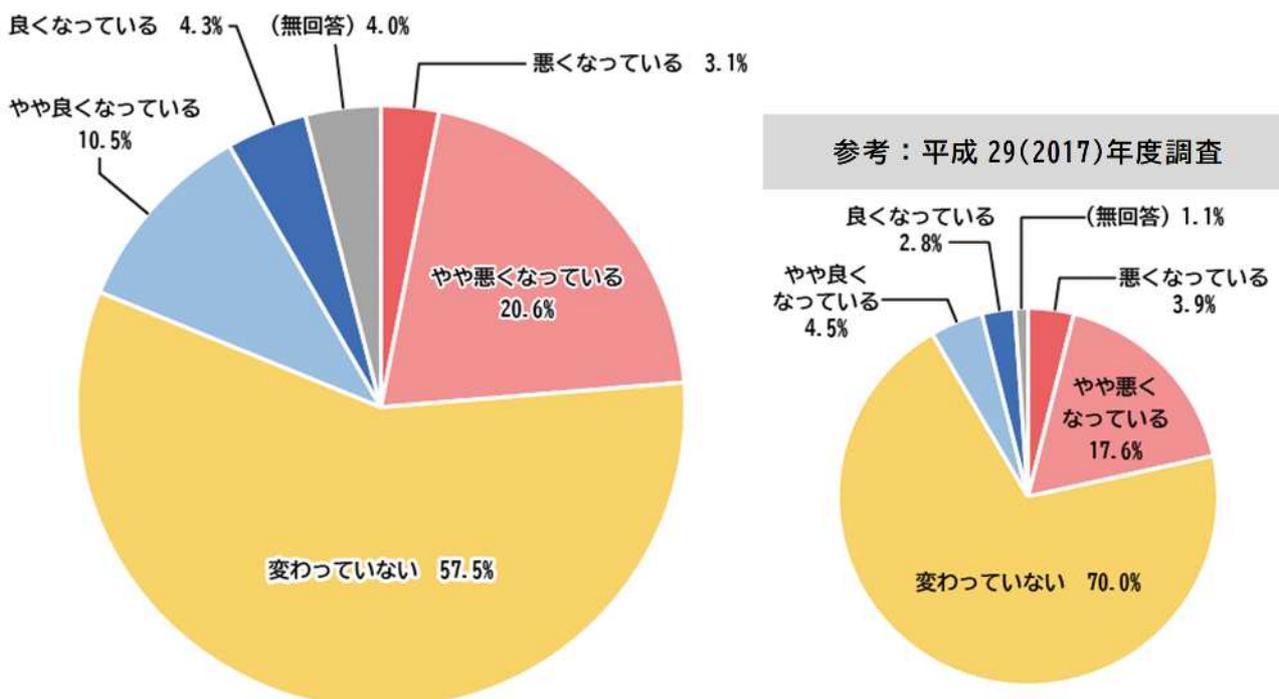
### (1) 居住地区の治安の変化

居住地区の治安の変化(3年前との比較)を聞いたところ、第1位が「変わっていない」(57.5%：前回調査では70.0%)、次いで「やや悪くなっている」(20.6%：前回調査では17.6%)でした。

「良くなっている」「やや良くなっている」を合わせると、前回より7.5%増えています(14.8%：前回調査では7.3%)。(グラフ6)

「悪くなっている」又は「やや悪くなっている」と感じている人が挙げた理由の第1位が「地域の連帯意識が希薄となったから」(46.8%：前回調査では39.1%)、次いで「不審者にみえる人が多くなった気がするから」(41.6%：前回調査では52.2%)でした。

グラフ6 居住地区の治安を3年前と比べどのように感じるか。＜単数回答：n=325＞



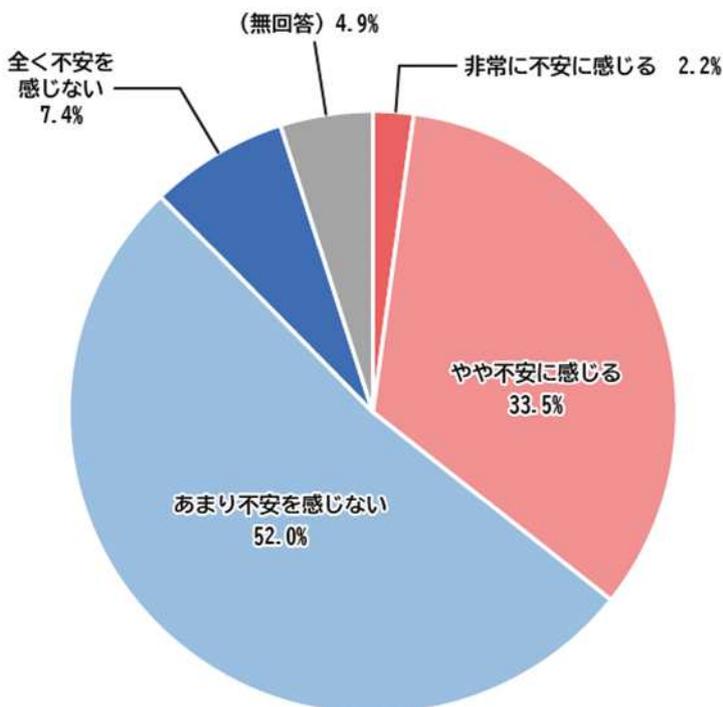
## (2) 犯罪被害への不安感の有無

犯罪被害への不安感の有無については第1位が「あまり不安を感じない」(52.0%：前回調査では52.5%)、次いで「やや不安を感じる」(33.5%：前回調査では35.5%)でした。(グラフ7)

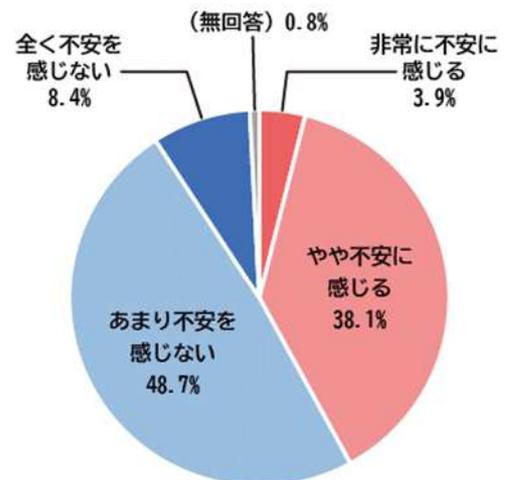
「非常に不安を感じる」又は「やや不安を感じる」と答えた人が被害に遭いそうと感じる犯罪や行為は第1位が「インターネットを使用した犯罪」(30.2%：前回調査では10.7%)、次いで「振り込め詐欺」及び「悪質商法(訪問、電話)」(26.7%：前回調査では18.7%、22.0%)でした。(グラフ7-2)

グラフ7 自身や家族が犯罪被害に遭うかもしれないと不安を感じるか。

<単数回答：n=325>

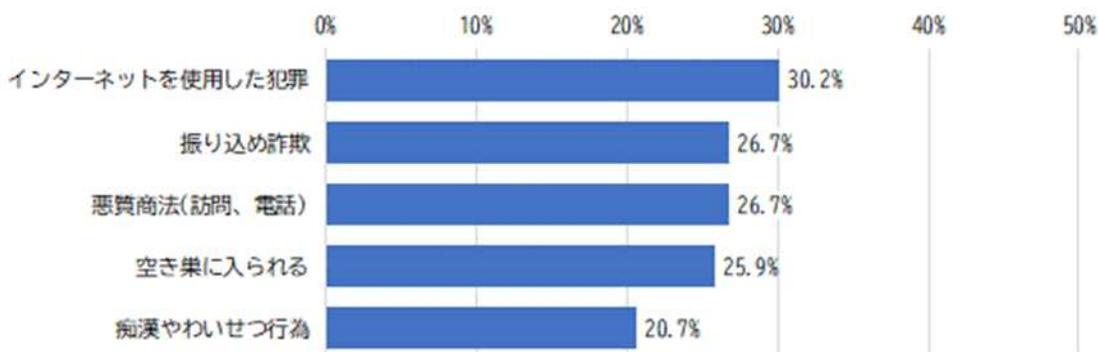


参考：平成29(2017)年度調査



グラフ7-2 被害に遭いそうと感じる感じる犯罪や行為(上位5位)

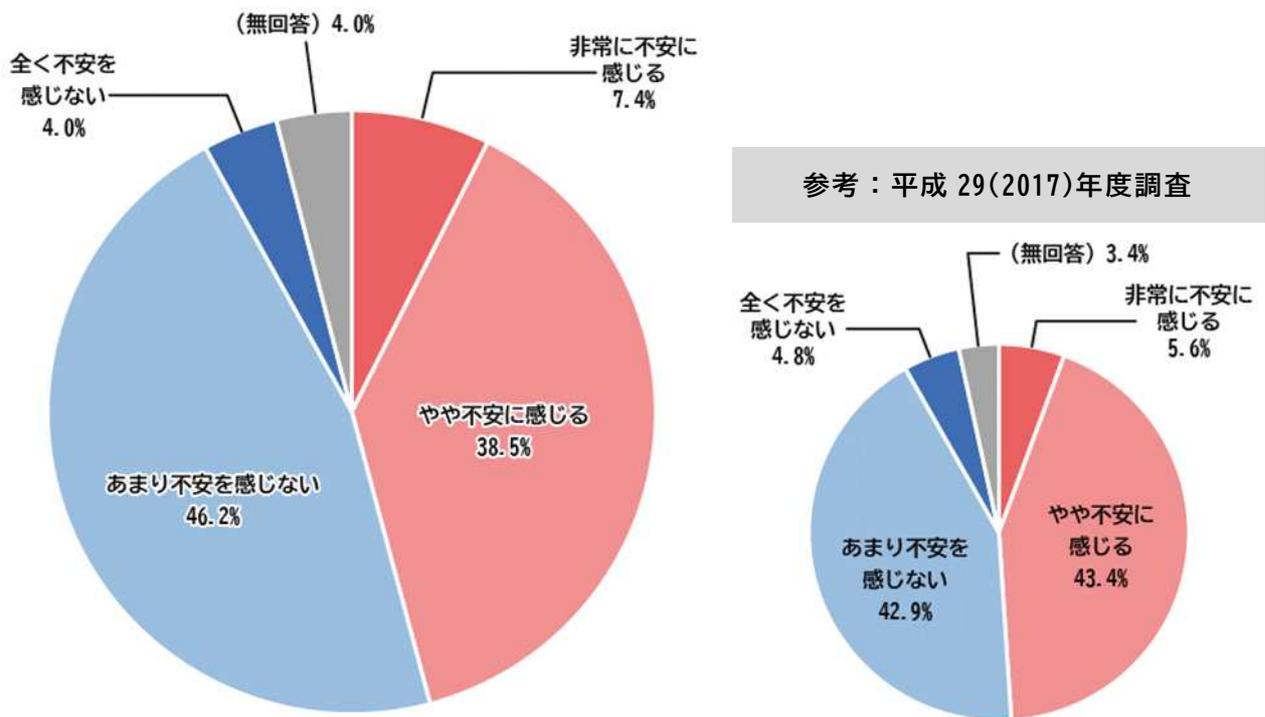
<複数回答：n=116>



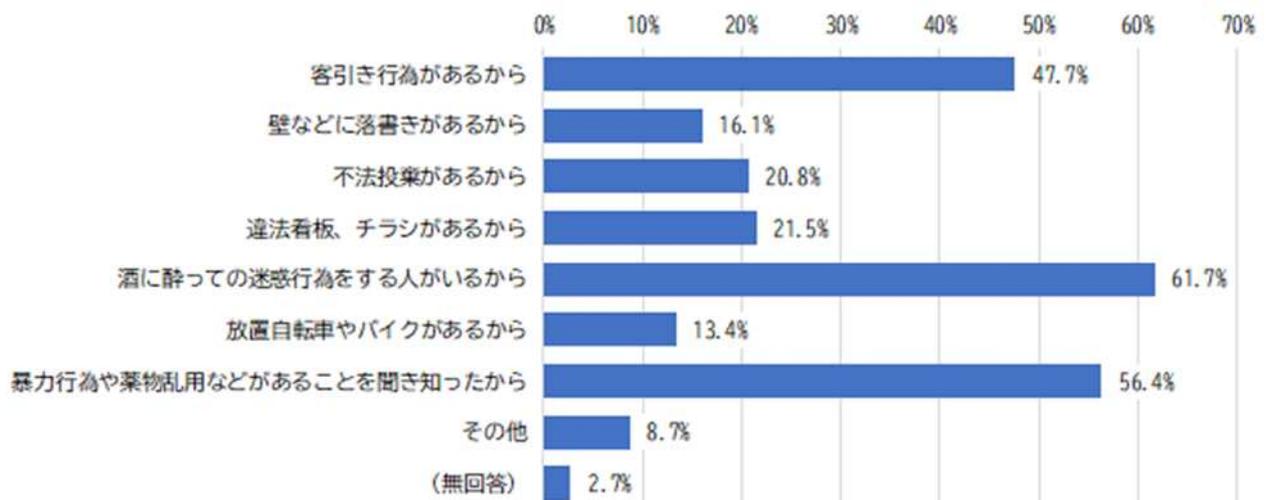
### (3) 繁華街やオリンピック・パラリンピック開催に伴う犯罪被害への不安感

繁華街での犯罪被害への不安感の有無については第1位が「あまり不安を感じない」(46.2%)であるものの、「非常に不安を感じる」(7.4%)と「やや不安を感じる」(38.5%)の合計は45.9%であり、約半数の人が繁華街での犯罪被害への不安感を感じています。(グラフ8)。

グラフ8 繁華街で自身や家族が犯罪被害に遭うかもしれないと不安を感じるか。  
 <単数回答：n=325>



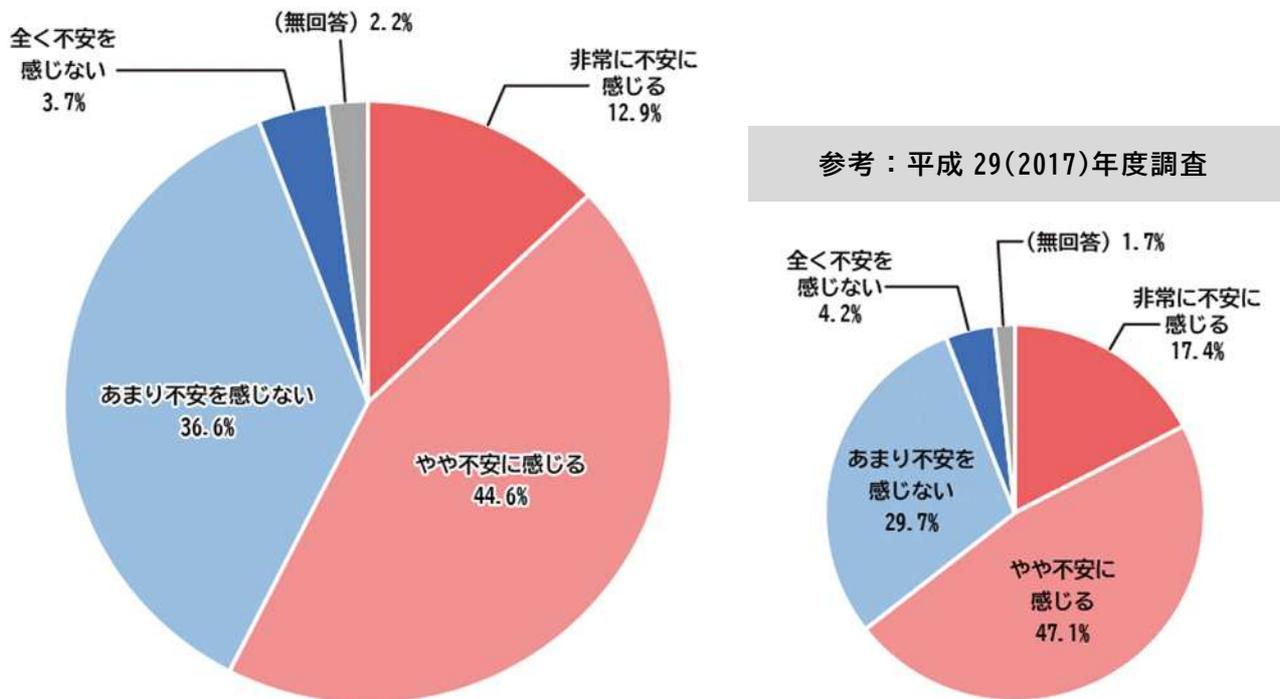
グラフ8-2 繁華街で不安を感じる理由<複数回答：n=149>



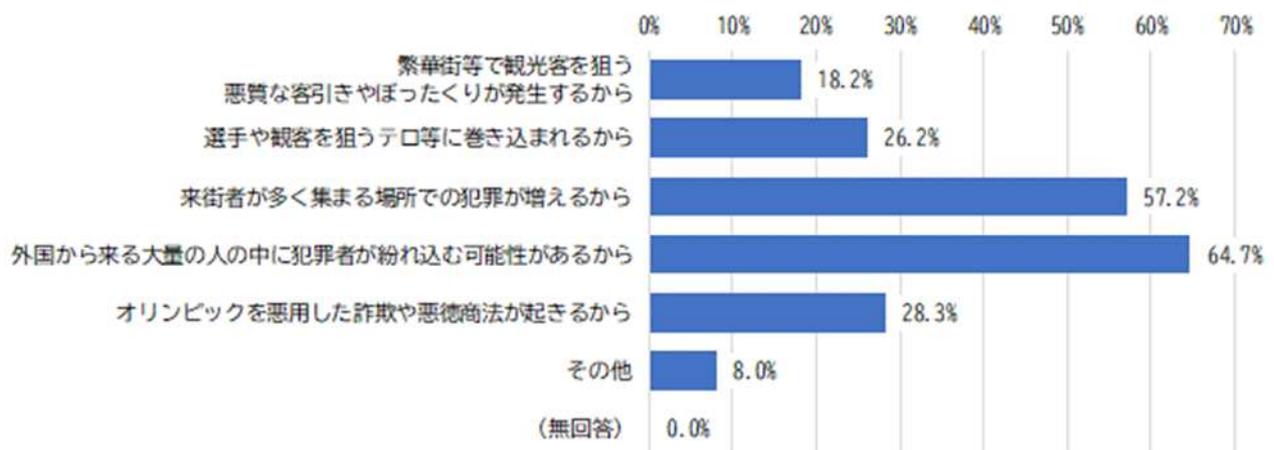
また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う治安の不安感については第 1 位が「やや不安を感じる」(44.6%)、次いで「あまり不安に感じない」(36.6%) でした (グラフ 9)。

「非常に不安を感じる」又は「やや不安を感じる」と答えた方が挙げた理由の第 1 位が「外国から来る大量の人の中に犯罪者が紛れ込む可能性があるから」(64.7%)、次いで「来街者が多く集まる場所での犯罪が増えるから」(57.2%) でした。

グラフ 9 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い治安について不安を感じるか。 <単数回答：n=325>



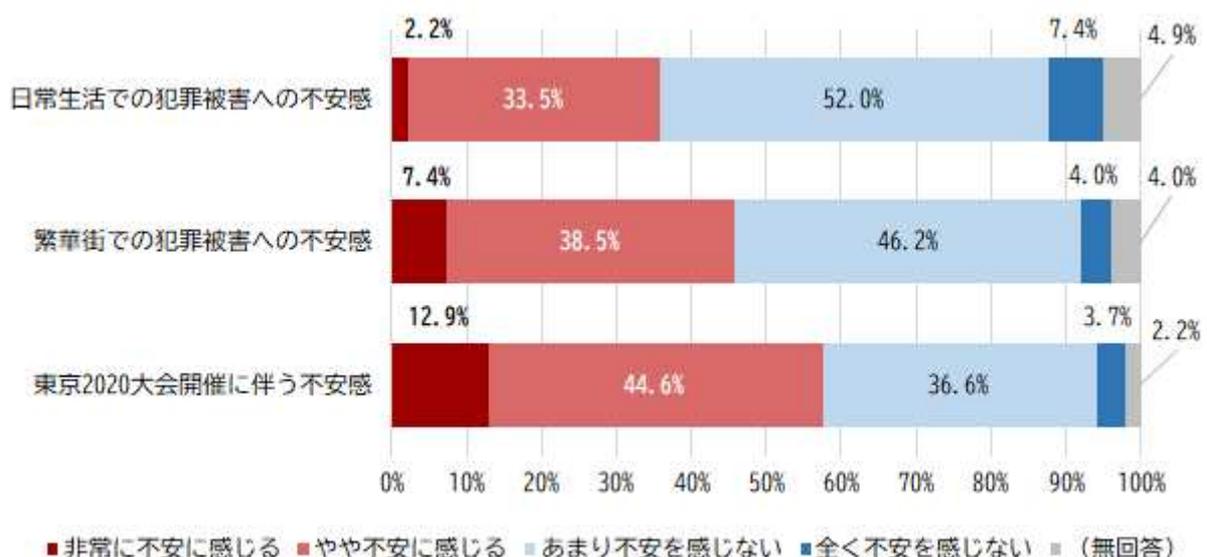
グラフ 9-2 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会について不安を感じる理由 <複数回答：n=187>



「日常生活での犯罪被害への不安感」「繁華街での犯罪被害への不安感」「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う治安の不安感」を比較すると、「非常に不安を感じる」又は「やや不安を感じる」と答えた方の割合は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う治安の不安感」(57.5%) が最も高く、第 2 位が「繁華街での犯罪被害への不安感」(45.9%)、次いで「日常生活での犯罪被害への不安感」(35.7%) となっています(グラフ 10)。

東京 2020 大会開催に当たっては、来街者が多く集まる場所(繁華街等)での犯罪不安も多く挙げられています。日常における生活安全施策の充実とあわせ、東京 2020 大会を契機とした繁華街での安全安心への取組を充実し、体感治安を向上させることが求められます。

グラフ 10 犯罪被害についての不安感の比較<単数回答：n=325>



## 第3章 港区生活安全行動計画の策定

---

# 1 基本的な考え方

平成から令和に時代が移り、AIなど新たな技術が進展する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、暮らし方や働き方は転換期を迎えています。また、SDGs（持続可能な開発目標）が2030年までの国際目標として共有されていることも踏まえ、これまで以上に安全で安心できる港区の実現をめざします。

## (1) 港区の人口の推移

区の人口は、平成29(2017)年2月に25万人を超えた以降も増加傾向が続き、令和2(2020)年1月1日には260,379人（外国人含む。）に達しました。

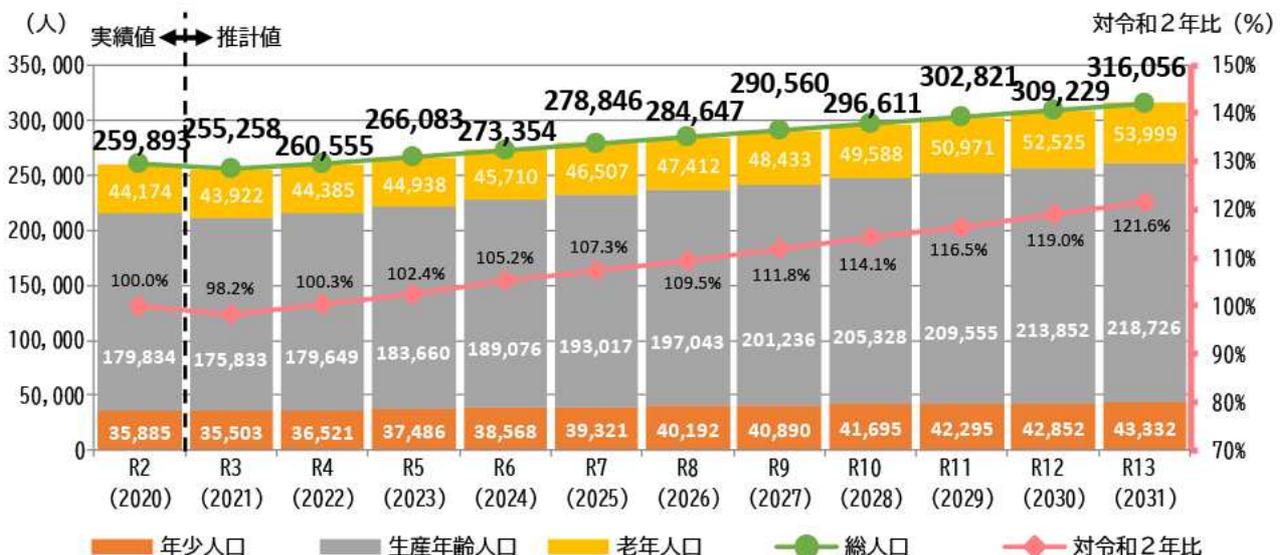
区は、例年1月1日現在の人口を基準に人口推計を行っており、令和2(2020)年1月1日の人口（260,379人）を基にした推計では、令和9(2027)年1月1日には約30万人に達する見通しでした。

しかしながら、令和2(2020)年度の港区の人口は、各月1日現在の人口が6月以降連続して減少を続け、10月までの5か月の間に人口の約1%にあたる2,346人が減るなど、近年見られない傾向が表れています。

特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う景気の悪化は、区民の転出入に影響を及ぼし、人口の減少または増加傾向の鈍化につながる懸念されます。

これを受け、令和2(2020)年10月1日現在の人口に基づき、改めて推計を行った結果、令和3(2021)年度に一定程度人口が減少した後、毎年4～7千人の増加が見込まれ、本計画の最終年度である令和5(2023)年10月1日の人口は約26万6千人となる見通しです。

また、昼間人口については、平成27(2015)年国勢調査では約94万人と都内区市町村で最も多くなっていました。今後は、企業がテレワークを推進するなど、新しい生活様式に即した行動変容が進むことで、その影響を受けることが考えられます。



※各年10月1日現在  
資料：港区人口推計結果（令和2(2020)年10月）

## (2) 港区における生活安全への取組

---

令和元(2019)年の区内の刑法犯認知件数は3,474件となり、ピーク時の平成15(2003)年(10,189件)から約66%減少するなど、区民の生活安全意識の向上や官民が連携した生活安全活動、警察等関係機関の取組の推進等により、一定の効果が表れています。

特に、総合支所単位で設置されている各地区生活安全・環境美化活動推進協議会(町会・自治会、商店会、自主防犯団体、事業者、警察・消防等関係機関、区等で構成)は、区政運営の柱である「参画と協働」を体現する取組として、クリーンアップ活動や落書き消去活動、PTAとの協働による通学路点検など、地域の課題を解決するための生活安全活動に取り組んでおり、地域の防犯力(防火含む。)向上に大きな役割を果たしています。

## (3) これまでの生活安全施策の推進状況

---

区においても、振り込め詐欺を防止するための「自動通話録音機貸与事業」、地域に密着した事業者と連携して防犯力を高める「港区ながら見守り連携事業」、公共の場所において客引き行為を明確に規制する「港区客引き行為等の防止に関する条例」の制定と客引き等の迷惑行為の抑止を目的とした港区生活安全パトロール隊の配置、犯罪機会論の考え方を踏まえた青色防犯パトロールや区民防犯講座の実施など、犯罪発生状況や区民が感じる不安等を踏まえた様々な取組を実施してきました。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、安全・安心と観光振興を両立させた「MINATOフラッグ制度」の創出など、新たな課題にも積極的に取り組んでいます。

## (4) 生活安全に関する課題

---

その一方で、港区の生活安全に関するアンケート調査結果にもあるとおり、日常生活において犯罪被害の不安を感じる区民が約4割おり、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が長くなるとともに、様々な手続等のオンライン化が進む中で「インターネット犯罪」に対する不安が大きく増加しています。

区内の罪種別刑法犯認知件数で、減少傾向にあるものの件数が最多である、非侵入窃盗犯の内訳では、駅等での仮睡者狙いが最も多く、次いで自転車盗、万引きとなっています。自転車盗については、放置自転車対策の取組の効果が表れています。

全国的に子どもや女性が被害に遭う事件が多数起きているなか、区内においても、凶悪犯・粗暴犯につながる可能性がある子どもへの声掛け事案や女性に対する盗撮事案が多数発生しています。また、高齢者を対象とした振り込め詐欺等の特殊詐欺は被害件数・金額の増減はあるものの、手口が巧妙化し、最近では設備の点検を装って高齢者宅へ押し入る強盗事件が多発しています。人生100年時代の到来を前に、子どもから高齢者まで全ての区民の安全安心を確保するための、一層の対策が求められています。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間中は普段にも増して区内には多くの人を訪れ、繁華街が賑わう一方で「誰もが安全に、安心して過ごせるまちの実

現」に向けた取組の充実が求められています。特に、生活安全の取組は、東京 2020 大会のレガシーとして継承されることが期待されるため、その先の将来をも見据えながら、更なる課題解決に向けて取り組み、体感治安を向上させる必要があります。

## (5) 新たな社会変化への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、新しい生活様式が求められる中で、テレワークやオンライン教育が積極的に活用され、Society5.0（※）の実現に向けた新たな取組も進むなど社会は大きく変化をしつつあります。こうした状況に便乗した新しい犯罪の被害に遭わないために、各種広報媒体やメール配信、Twitter 等の SNS を活用するなどして、生活安全に関する最新の情報を区民に提供し、注意を喚起していく必要があります。

さらに、SDGs（※）（持続可能な開発目標）が 2030 年までの国際目標として共有されたことにより、各自治体においても達成に向けた取組が求められます。行動計画の策定に当たっても SDGs の視点（目標 11 持続可能な都市、16 平和、17 実施手段）を組み込み、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、全ての人々にとって安全で安心な環境づくりを進めることにより、目標の達成に向け貢献する必要があります。

## (6) 実効性の高い計画策定に向けて

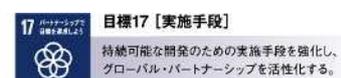
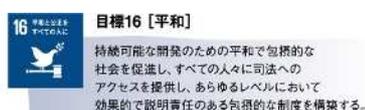
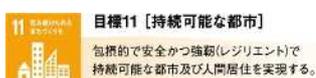
このような状況を踏まえ、行動計画の策定に当たっては、上位計画である「港区基本計画」（令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度）に基づき、前行動計画の考え方や取組等を引き継ぎながら、社会情勢や犯罪発生状況、区民ニーズを的確に見極め、現状の改善にとどまることなく、港区に関わる全ての人、区と区民、事業所や関係機関等との協働により「安全で安心できる港区」を実現するために、果敢に取り組むアクションプランとします。

※Society5.0：Society5.0とは、AIによるビッグデータの解析などサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムによって経済発展と社会的課題の解決を両立する未来社会の形とされています。IoTやロボット、AI、ビッグデータ、これらを結ぶ5Gなど、社会のあり方に影響を及ぼす技術革新やデジタルトランスフォーメーションが進展し、まちづくりや人々の生活の中でSociety5.0の実現に向けた取組が進んでいます。



出典：内閣府ホームページ

※SDGs：SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められています。



出典：外務省ホームページ

## 2 取り組むべき3つの重点課題と全ての区民・地域に向けた取組

前述のアンケート調査の結果及び区民参画組織からの提言等を踏まえて、行動計画の策定では、上位計画である「港区基本計画」（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）の内容に基づき掲げた基本的な考え方のもと、前行動計画の取組を引き継ぎながら、次のとおり3つの重点課題とその解決のための3つの手法を設定することとしました。

重点課題の対象となる「子ども・女性」「高齢者・障害者」については、「みんなと安全安心メール」の令和2（2020）年度の配信実績では、子どもや女性に対する声掛け事案や接触事案等に関する配信が約9割であること、高齢者等を対象とした「還付金詐欺」や「架空請求詐欺」など、被害件数・金額の増減はあるものの、常に詐欺の手口が巧妙化していることから、前計画に引き続き重点課題とします。

また、2021年の東京2020大会開催やタウンフォーラムでの提言、区民の声として寄せられる要望も踏まえ、繁華街における安全対策を重点課題とします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況下においても、区民の安全安心を確保するために、あらゆる危機に対応した施策の検討に取り組みます。

### 重点課題1 子どもや女性の安全安心を確保する

連れ去り等の犯罪やSNSの普及等により日々生まれ続ける新たな危険などから区内の子どもたちを守ります。

主に女性が被害者となる性犯罪以外にも、ひったくりやすりなどで女性が被害者となるケースが多く、また、路上強盗、暴行、傷害、脅迫及び詐欺における女性の被害割合も増加傾向であることへの対応が必要です。

さらに、子どもの安全安心を確保のためには、学校、幼稚園、保育園だけでなく保護者や地域等とも連携を強化することが必要です。

### 重点課題2 高齢者、障害者の安全安心を確保する

全国的社会問題となっており、区内でも年間約60件、総額2億円程度の被害がある「特殊詐欺」だけでなく、高齢者や障害者が被害者となりやすい路上強盗等の犯罪から高齢者や障害者の皆さんを守ります。

### 重点課題3 繁華街の安全安心を確保する

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、世界中から多くの人を訪れること等により区民が感じる繁華街等における安全安心に関する懸念を払拭し、大会終了後も末永く安全安心に過ごすことができ、また、来街者も安心して訪れることができる港区の実現をめざします。

### ■ 全ての区民・地域に向けた安全安心の取組

3つの重点課題のほか、全ての区民や地域に向け、新たに生じる犯罪や危険、地域の変化などにも注視し、日常におけるまちの安全と安心を確保するための取組を推進します。

### 3 推進するための3つの手法

「重点課題1 子どもや女性の安全安心を確保する」、「重点課題2 高齢者・障害者の安全安心を確保する」、「重点課題3 繁華街の安全安心を確保する」の3つの課題と、「全ての区民・地域に向けた安全安心の取組」について、施策を効果的に推進するため、以下のとおり3つの取組手法を設定します。

#### ひとつづくり（自分自身を守る知識をつくる）

犯罪に遭わないためには、自分を守る知識や準備が必要です。

区民が自分の身を自分で守ることができるよう、安全安心に関する情報を多様な手段で積極的に発信したり、学ぶ機会を提供したりするなど、区民の生活安全意識を高めていく「ひとつづくり」に取り組みます。

#### ネットワークづくり（協働によるつながりをつくる）

パトロール活動やあいさつや見守りなど地域のつながりは犯罪を予防します。

区、区民、事業者や町会、自治会、生活安全協議会等、区に関わる全ての人や団体が協働してパトロールや環境美化活動等の生活安全活動に取り組む気運を醸成し、ひいては地域の連帯感が向上しお互いが見守り助け合う環境をつくる「ネットワークづくり」に取り組みます。

#### まちづくり（犯罪が起きにくい環境をつくる）

「犯罪機会論」（犯罪が起こりやすい「状況」に着目する理論）に基づき、道路等の公共空間の環境改善を図り、効果的な安全対策を実施する等、犯罪を行おうとする者にそれを実行させない「まちづくり」に取り組みます。

区民や警察署等関係機関との連携のもと、区が積極的にソフト面、ハード面において専門的支援を行うことにより、（落書き消去の専門的支援、防犯カメラ設置助成、客引き行為等防止指導員配置など）犯罪等が起きにくい環境づくりを推進する「まちづくり」に取り組みます。

#### 3つの手法によるアプローチ

区はそれぞれの課題に対し主体的かつ積極的に取組み、「安全で安心できる港区」の実現をめざします。

これら3つの取組手法を用いるに当たり、犯罪学における犯罪機会論（犯罪の実行に都合の良い「状況」になることを防ぎ、犯罪を企てる者にその機会を与えないことで、犯罪を未然に防止しようという考え方）を基本に据えて施策を展開するとともに、PDCAサイクルを適切に運用し、効果的・効率的に事業を推進していきます。

R2

R3

# 港区生活安全行動計画

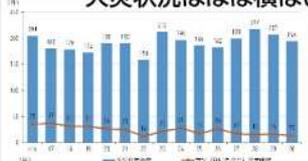
R5

これまでの計画の成果  
生活安全に関する現状分析

### 犯罪認知件数減少



### 火災状況はほぼ横ばい



### 繁華街での犯罪不安感の増加



## 3つの重点課題

### 重点課題1

子どもや女性の安全安心を確保する

### 重点課題2

高齢者、障害者の安全安心を確保する

### 重点課題3

繁華街の安全安心を確保する

全ての区民・地域に向けた安全安心の取組

## 施策を効果的に推進するための3つの手法

ひとづくり

ネットワークづくり

まちづくり

安全で安心できる港区

誰もが住みやすく、  
地域に愛着と誇りを持てるまち・港区

コラムを挿入  
(調整中)

## 第4章

# 港区生活安全行動計画策定での具体的な取組

---

## 3つの重点課題＋全ての区民・地域に向けた取組×3つの手法

⇒安全で安心して暮らせる都心をつくる

本計画では、前計画(平成30(2018)～令和2(2020)年度)の体系の考え方を踏襲しつつ、より一層簡潔で分かりやすくするため、取り組むべき3つの重点課題と全ての区民・地域に向けた取組に対し、3つの手法を設定し、各重点課題に対応する49事業と、全ての区民・地域に向けた安全安心の取組26事業(再掲事業5事業を含む)を計上します。

なお、3つの手法は、上位計画である「港区基本計画」(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)の施策「安全で安心できるまちづくりの推進」と合致しており、本計画の計上事業を着実に推進することによって、同基本計画の政策目標である「安全で安心して暮らせる都心をつくる」を実現します。

※取組の趣旨が類似している事業については、一つの事業としてまとめて計上しています。

### 重点課題1「子どもや女性の安全安心を確保する」における事業：23事業

	番号	事業名	掲載頁
1 子どもや女性の安全安心を確保する	1-1	みんなと安全安心メール(子ども、女性)【拡充】【コロナ】	32
	1-2	区民防犯研修会	33
	1-3	ながら見守り連携事業(子ども、女性)【拡充】	34
	1-4	通学路等の安全・安心の確保【拡充】	35
	1-5	子どもへの防犯に関する学習の実施	37
	1-6	不審者等の緊急情報のメール配信	37
	1-7	「子ども110番」の充実	38
	1-8	セーフティ教室の実施	38
	1-9	安全対策協議会の実施	39
	1-10	薬物乱用防止対策	39
	1-11	子どもが相談しやすい体制の整備	40
	1-12	児童相談所の設置による迅速かつきめ細やかな援助の実現【新規】	40
	1-13	児童虐待の防止	41
	1-14	ドメスティック・バイオレンス(DV)等の対策	42
	1-15	安全安心ハンドブックの配布(子ども、女性)	43
	1-16	「安全安心コラム」の掲載(子ども、女性)	43
	1-17	区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用(子ども)	44
	1-18	子どもの施設への防犯対策の実施	44
	1-19	区有施設安全総点検(子ども)	44
	1-20	区有施設における不審者侵入対策の実施(子ども)	45
	1-21	区立小学校の警備	45
	1-22	学童クラブにおける安全管理・危機管理体制の強化	45
	1-23	区立公園・児童遊園における安全対策	46

### 重点課題2「高齢者、障害者の安全安心を確保する」における事業：14事業

	番号	事業名	掲載頁
2 高齢者、障害者の安全安心を確保する	2-1	特殊詐欺や点検を装った強盗等の被害防止対策【コロナ】	48
	2-2	みんなと安全安心メール(高齢者、障害者)【拡充】【コロナ】	49
	2-3	ながら見守り連携事業(高齢者、障害者)【拡充】	50
	2-4	高齢者への防犯に関する講座の実施	51
	2-5	安全安心ハンドブックの配布(高齢者)	51
	2-6	「安全安心コラム」の掲載(高齢者)	52
	2-7	高齢者虐待防止の推進	52
	2-8	高齢者セーフティネットワークの構築の推進	53
	2-9	高齢者の消費者被害防止の推進	53
	2-10	障害者の犯罪被害防止のための「障害児・者を支援する人への研修」の実施	53
	2-11	障害者虐待防止の推進	54
	2-12	区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用(高齢者、障害者)	54
	2-13	区有施設安全総点検(高齢者、障害者)	54
	2-14	区有施設における不審者侵入対策の実施(高齢者、障害者)	55

### 重点課題3「繁華街の安全安心を確保する」における事業：12事業

	番号	事業名	掲載頁
3 繁華街の 安全安心を確保する	3-1	客引き防止プロジェクト【拡充】【コロナ】	58
	3-2	MINATOフラッグ制度【新たに計上】【拡充】	60
	3-3	落書き消去事業【拡充】	61
	3-4	青色防犯パトロール車両(青パト)によるホットスポットパトロール【拡充】【コロナ】	62
	3-5	各地区生活安全活動推進協議会の活動	63
	3-6	新橋地区の安全・安心まちづくりの推進(違法置き看板の撤去指導)【新たに計上】【拡充】	67
	3-7	六本木地区の安全・安心まちづくりの推進	68
	3-8	赤坂地区の安全・安心まちづくりの推進	69
	3-9	警察署・消防署等関係機関との連携	70
	3-10	港区暴力団排除条例に基づく取組	71
	3-11	道路上の違反広告物など路上放置物の撤去	72
	3-12	雑居ビルの防火安全対策の推進	72

### 全ての区民・地域に向けた安全安心の取組：26事業(一部事業については再掲)

	番号	事業名	掲載頁
4 全ての区民・ 地域に向けた 安全安心の 取組	4-1	落書き消去事業【拡充】	74
	4-2	青色防犯パトロール車両(青パト)によるホットスポットパトロール【拡充】【コロナ】	74
	4-3	インターネットによるトラブル・犯罪被害防止への取組【新たに計上】【拡充】【コロナ】	75
	4-4	各地区生活安全活動推進協議会の活動	76
	4-5	危機対応向上訓練	76
	4-6	運河に架かる橋りょうのライトアップ	77
	4-7	防犯面における港区国際防災ボランティアとの連携	77
	4-8	Minato Information Mail(愛称:MIM(ミム))の活用による生活安全情報の配信	78
	4-9	警察署・消防署等関係機関との連携	78
	4-10	地域団体のパトロール活動等への支援	79
	4-11	町会・自治会・商店会等の地域団体が設置する防犯カメラへの補助【拡充】	79
	4-12	防犯灯設置・維持管理の支援	80
	4-13	住宅への防犯対策助成	80
	4-14	放置自転車対策	81
	4-15	道路上の違反広告物など路上放置物の撤去	82
	4-16	みなとタバコルールの推進	83
	4-17	港区安全の日【新たに計上】【拡充】	84
	4-18	日常の安全・安心を確保する環境づくりの取組	85
	4-19	建物への防犯設備の整備促進(建築確認申請前の事前協議)	85
	4-20	消防団への支援	86
	4-21	街頭消火器の設置・消火器薬剤補充支援	87
	4-22	火災予防のための意識啓発	87
	4-23	道路、公園等施設の巡回・点検業務	88
	4-24	区有施設への警備員等の配置	88
	4-25	まちの通行マナーに関する啓発	89
	4-26	新型コロナウイルス感染症への取組【新たに計上】【コロナ】	90

【新規】 令和3年度からの新規事業

【新たに計上】 本計画から新たに計上した事業

【拡充】 事業内容を充実させた事業

【コロナ】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した取組を行う事業

● 計画の見方 ●

【各重点課題及び全ての区民・地域に向けた取組の扉ページ】

対象とする課題・全ての区民・地域に向けた取組別に事業を整理しています。

番号	実施名	状況	SDG	性別
1-1	みんなと安全安心メール（子ども、女性）	実行 [SDG]	●	●
1-2	区民向け防犯啓発		●	●
1-3	女から見た防犯啓発（子ども、女性）	[SDG]	●	●
1-4	通学路等の安全・安心の確保	[SDG]	●	●
1-5	子どもへの虐待に関する学習の実施		●	●
1-6	不審者の対応訓練のメール配信		●	●
1-7	「子ども日刊紙」の充実		●	●
1-8	セーフティ教室の実施		●	●
1-9	安全対策協議会の実施		●	●
1-10	防犯訓練の開催		●	●
1-11	子ども相談しやすい体制の整備		●	●
1-12	児童相談所の設置によるおぼろがりや被害者への支援	計画	●	●
1-13	防犯活動の推進		●	●
1-14	ドメスティック・バイレンス（DV）等の対策		●	●
1-15	安全安心ハンドブックの配布（子ども、女性）		●	●
1-16	「安全安心マップ」の掲載（子ども、女性）		●	●
1-17	区有施設の防犯カメラの適切な設置と運用（子ども）		●	●
1-18	子どもの虐待への対応体制の整備		●	●
1-19	区有施設安全点検（子ども）		●	●
1-20	区有施設における不審者侵入対策の実施（子ども）		●	●
1-21	区立小中学校の整備		●	●
1-22	学習クラブにおける安全対策・危機管理体制の強化		●	●
1-23	区立公園・児童遊園地における安全対策		●	●

SDGsのゴールとの関係：  
関連するSDGsのゴールを一覧表示しています。

課題等：  
3つの重点課題及び全ての区民・地域に向けた取組のどれに該当するかを示しています。

重点課題及び全ての区民・地域に向けた取組の概要：  
安全で安心して暮らせる都心をつくるために取り組むべき課題の概要を示しています。

重点課題及び全ての区民・地域に向けた取組における事業：  
各重点課題における事業を掲載しています。

【事業のページ】

**1-1 みんなと安全安心メール（子ども、女性）**

【SDG】 [SDG]

性別：男女別掲載 年齢：幼児・児童・青少年・若年層・若年層

■ 趣旨  
 暴行・ひたたくり・公然わいせつ等の犯罪、声かけ被害、近所と疑われる迷惑電話の発生被害や、火災や盗難の安全対策に役立つ情報や知識を、区民や、警察官・消防署関係機関、区有施設や区職員から広く収集し、事前に登録した方に迅速にメールで配信できるよう、趣旨・休日もメールが配信できる体制を整えています。

■ 効果  
 犯罪発生機件などに緊急性が強い情報については、区ホームページのほか、ツイッター・フェイスブックといったSNS（※）や区有施設に設置されているデジタルサイネージ（※）と自動連携し、日本語・英語・中国語・ハンガルの多言語で発信します。

■ 効果  
 みんなと安全安心メールによる情報配信には、他の電子やチラシを届ける必要がない簡便性と、即応性という大きなメリットがあります。

■ 効果  
 このことから、子どもたちを悩ます教育関係者や日頃意識に留意して活動する子どもや女性と接する機会が多い事業者、新卒就職をする人にも利用を促し、情報を知ってもらうことで効果的な見守りが期待できます。

■ 効果  
 そこで、これまでとおり事業者やボランティアの子どもやその保護者、女性を主な対象として事業を展開することももちろん、教育関係者や事業者にも積極的に周知登録を促し、みんなと安全安心メールの登録者を増やすことで、「みんなと安全安心メールの受信をきっかけに防犯・安心の確」を促します。

■ 効果  
 また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言が発出された際には、不要不急の外出を控えるよう呼びかける内容や、コロナに感染した関係者等の情報も発信するなど、広く安全・安心に関する情報を発信します。

事業タイトル：  
課題ごとの整理番号、事業名及び事業を担当する区の部署を示しています。  
また、各事業について、3つの手法のうち「該当する手法」を示しています。

事業概要：  
事業の概要を記載しています。



## 子どもや女性の安全安心を確保する

子どもや女性への声かけなど犯罪に至る前兆と考えられる事案や、わいせつ行為・暴行・傷害などの犯罪被害が発生しています。これらを防止するための対策に取り組みます。

### ■重点課題1「子どもや女性の安全安心を確保する」における事業：23事業

番号	事業名	ポイント	防犯	防火
1-1	みんなと安全安心メール（子ども、女性）	【拡充】【コロナ】	●	●
1-2	区民防犯研修会		●	
1-3	ながら見守り連携事業（子ども、女性）	【拡充】	●	
1-4	通学路等の安全・安心の確保	【拡充】	●	
1-5	子どもへの防犯に関する学習の実施		●	
1-6	不審者等の緊急情報のメール配信		●	
1-7	「子ども110番」の充実		●	
1-8	セーフティ教室の実施		●	
1-9	安全対策協議会の実施		●	
1-10	薬物乱用防止対策		●	
1-11	子どもが相談しやすい体制の整備		●	
1-12	児童相談所の設置による迅速かつきめ細やかな援助の実現	【新規】	●	
1-13	児童虐待の防止		●	
1-14	ドメスティック・バイオレンス（DV）等の対策		●	
1-15	安全安心ハンドブックの配布（子ども、女性）		●	●
1-16	「安全安心コラム」の掲載（子ども、女性）		●	●
1-17	区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用（子ども）		●	
1-18	子どもの施設への防犯対策の実施		●	
1-19	区有施設安全総点検（子ども）			●
1-20	区有施設における不審者侵入対策の実施（子ども）		●	
1-21	区立小学校の警備		●	
1-22	学童クラブにおける安全管理・危機管理体制の強化		●	
1-23	区立公園・児童遊園における安全対策		●	

【新規】 令和3年度からの新規事業  
【拡充】 事業内容を充実させた事業

【新たに計上】 本計画から新たに計上した事業  
【コロナ】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した取組を行う事業



暴行・ひったくり・公然わいせつ等の犯罪、声かけ事案、盗撮と疑われる事案等の発生情報や、防犯・防火や施設の安全対策等に役立つ情報や知識を、区民等、警察署・消防署等関係機関、区有施設含む区職員から広く収集し、事前に登録した方に迅速にメールで配信できるよう、夜間・休日でもメールが配信できる体制を整えています。

犯罪発生情報など特に緊急性が高い情報については、区ホームページのほか、ツイッター、フェイスブックといったSNS（※）や区有施設に設置されているデジタルサイネージ（※）と自動連携し、日本語・英語・中国語・ハングルの多言語で発信します。

みんなと安全安心メールによる情報配信には、紙の冊子やチラシを持ち歩く必要がない簡便性と、即時性という大きなメリットがあります。

このことから、子どもたちを指導する教育関係者や日頃地域に密着して活動する子どもや女性と接する機会の多い事業者、防犯活動をする人にも利用を促し、情報を知ってもらうことで効果的な見守りが期待できます。

そこで、これまでどおり被害者となりうる子どもやその保護者、女性を主な対象として事業を展開することはもちろん、教育関係者や事業者にも積極的に周知し登録を促し、みんなと安全安心メールの登録者を増やすことで、「みんなと安全安心メールの受信をきっかけに繋がる安全・安心の輪」を広げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言が発出された際には、不要不急の外出を控えるよう呼びかける内容や、コロナに便乗した犯罪事例等の情報も配信するなど、広く安全・安心に関する情報を発信します。

#### メールの一例



※SNS：Social Networking Serviceの略。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、双方向のやりとりができる、ツイッター、フェイスブック、ライン等のメディアのこと。

※デジタルサイネージ：いわゆる電子看板のこと。ネットワークに接続することで即時に情報を配信するのが特徴。街中にある大型スクリーン、コミュニティバスや電車の車内にあるような小型のものなど、様々な形がある。



子どもや女性が暴行・ひったくり・公然わいせつ等の犯罪、声かけ事案、盗撮と疑われる事案等から身を守るためには、防犯に関する知識が必要です。

いざというときに防犯に関する知識を活用し、犯罪企図者から身を守るには、その知識を習得するとともに、いざというときの「場面」を疑似的に体験し訓練を積んでおくことが必要です。

そこで、犯罪機会論に基づき、犯罪が発生しやすい「場所」や「状況」に着目し、施設周辺で実際に確認するフィールドワークを行ったり、自らの身を守る方法を実践するなど、講義形式と併せ実際に体験して学ぶことを重視する実践的な防犯研修会を開催します。

写真

イメージ図



「ながら見守り連携事業」は、訪問等で区民等と直接ふれあう機会が多い地域に密着した事業者と協定を締結し、日常業務をしながら見守りに協力してもらう事業です。

協定を締結した事業者は、日常業務をしながら無理のない範囲で、子どもたちなどが犯罪の被害等危険な目に遭わないよう、見守る役割を果たします。

例えば、通学路を通行する際、業務用車両の速度を少し落として注意深く目を配ること、訪問したり来店した際、子どもたちが危険に晒されていると感じたら気遣う声をかけ、区や警察署等に通報し一時的に保護すること等が挙げられます。

区は平成28(2016)年9月に事業を開始し、これまでに14事業者と協定を締結し、協定を生かした情報共有と見守り活動をしています。

区内での見守りの担い手を増やしていくため、ながら見守り連携事業に賛同し推進する事業者との協定締結をより一層すすめて、安全・安心の輪を広げます。

協定締結事業者一覧

平成28年9月	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
平成29年4月	港区しんきん協議会
平成29年6月	日本郵便株式会社 ・日本郵便株式会社芝郵便局 ・日本郵便株式会社麻布郵便局 ・日本郵便株式会社赤坂郵便局 ・日本郵便株式会社高輪郵便局 ・日本郵便株式会社銀座郵便局 ・日本郵便株式会社晴海郵便局
平成30年6月	港区新聞販売同業組合
平成30年10月	佐川急便株式会社関東支店
平成31年1月	東京ヤクルト販売株式会社
令和元年12月	東京ガス株式会社 東京ガスリックリビング株式会社
令和2年11月	ヤマト運輸株式会社東京港主管支店

「ながら見守り実施中」のステッカーを貼った車両



「ながら見守り実施中」のステッカー





所管課：教育委員会事務局学校教育部 学務課／教育指導担当  
各総合支所 協働推進課／まちづくり課  
子ども家庭支援部 保育課  
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

全国的に子どもの安全を脅かす事件・事故が相次いで発生したことを受け、区は危機管理対策検討委員会を開催し、登下校や屋外で活動中の子どもの見守りに関する取組の現状と課題を共有しました。警察関係者も出席し、登下校誘導の取組や道路の安全点検の実施方法等を確認するなど、情報共有を行うことで防犯・見守り対策に向けて連携を深め、区内警察署と区が一体となって取組みます。

### (1) 登下校時の見守り活動の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部 学務課

子どもが、安心して、安全に登下校できるよう、シルバー人材センターの誘導員が児童の登下校時の見守りを行っています。この取組は、全ての区立小学校において、児童が登下校する全ての日（夏季水泳指導期間を含む）に行っています。本活動は交通安全とともに、誘導員と児童との挨拶等のコミュニケーションを通じた見守り活動にもつながっています。

登下校誘導の様子



### (2) 児童・生徒への防犯ブザーの貸与

所管課：教育委員会事務局学校教育部 学務課

通学路等における安全確保のために、新入学児童及び希望する児童・生徒に携帯防犯ブザーを配付します。

平成15(2003)年度から区立小・中学校の全児童・生徒に防犯ブザーを配付し、以降、毎年度初めに新入学児童に対し配付しています。私立小・中学校の児童・生徒については、希望者に対し、区学務課又は各学童クラブ・児童館・子ども中高生プラザを通じて配付しています。

### (3) 児童一人ひとりの通学路安全安心マップの作成

所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

親子で通学路を点検・見直しをして、児童一人ひとりの通学路安全安心マップを作成します。作成に当たっては、小学校をとおして各家庭に対し協力を依頼します。

## (4) 子ども見守り活動への支援

所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

子どもの安全確保及び地域の防犯力の向上の観点から、PTA等が児童・生徒の登下校する時間帯にあわせて、通学路での声かけや安全確保の活動を実施する際に必要な物品（ベスト、腕章及び自転車用プレート）を貸与します。

## (5) 通学路の安全対策の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

各小学校では、通学路における様々な危険から子どもたちを守るために、PTA、警察署、各総合支所、道路管理者、地域の町会・自治会との連携・協力のもと、春と秋に通学路点検を実施しています。

点検の結果、改善を要する箇所について各関係機関と協議するとともに、学校は児童へ危険箇所の周知徹底を行うなど、児童の安全を確保します。

## (6) 保育施設における安全確保の推進

【拡充】

所管課：各地区総合支所 管理課／まちづくり課、子ども家庭支援部 保育課

区は、令和元(2019)年9月に保育施設の散歩経路について、警察や道路管理者、保育施設等による合同点検を行い、ガードパイプを設置するなど安全確保に取り組んでいます。

保育施設における園外活動時の安全確保を推進するため、警察などの関係機関と連携しキッズ・ゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。

## (7) 青色防犯パトロール車両（青パト）によるホットスポットパトロール

所管課：各総合支所 協働推進課、防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

### ①子どもの施設等巡回パトロール

犯罪が起きにくい環境づくりを推進するため、青パトが公園・児童遊園、保育園等の子どもが利用する施設を中心に区内全域をパトロールします。

### ②通学路パトロール（六本木地区）

「安全・安心まちづくり推進地区（六本木地区）」の取組の一環として、指定地域内及び隣接地域の学校を対象に、青パト及び徒歩（青パト隊員）により、登下校時のパトロールを実施します。

徒歩による通学路パトロール

写真

1-5

## 子どもへの防犯に関する学習の実施



所管課：各総合支所 管理課  
子ども家庭支援部 子ども家庭課

地域安全マップの作成など防犯に関する学習を通じ、子ども自身が自己決定する力や行動する力などの問題解決能力を育みます。学習は、児童館、学童クラブや子ども中高生プラザにおいて、子どもと地域が一緒になって学んでいくワークショップ事業などで実施します。

1-6

## 不審者等の緊急情報のメール配信



所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭課  
教育委員会事務局 学校教育部 学務課

### (1) 児童施設災害時緊急メール配信サービス

所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭課

災害時や緊急時に、区立保育園、認定こども園等の利用者で、あらかじめ登録した保護者のメールアドレスに、区又は各施設から安否情報や緊急情報を配信します。また、登録者に対しては、アンケート形式で返信を求めることで、区や各施設において災害時や緊急時の「お迎えの可否」等を確認します。

### (2) 緊急メール配信

所管課：教育委員会事務局 学校教育部 学務課

メール配信を希望する区立・私立幼稚園の保護者、区立小・中学校の保護者、放課GO→に登録している児童の保護者に不審者等の緊急情報を一斉配信します。また、災害時の安否確認ができる仕組みを導入しています。

1-7

## 「子ども110番」の充実

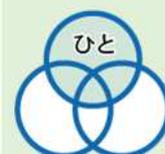


所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭課

子ども110番とは、子どもが不審者等から追いかけられた場合に、子ども110番協力者が子どもを保護し、警察署や保護者に通報して、子どもの安全を図る仕組みです。区立小学校PTA連合会と連携し、また「ながら見守り連携事業」で協定を結んだ事業者との連携等により、協力者の拡充を図ります。区は協力者マップや学区域共通のステッカーの作成及び配布、協力者のための保険（見舞金支給制度）への加入等の支援を実施し、地域の安全体制を整備します。

1-8

## セーフティ教室の実施



所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

教育委員会が区内全ての小・中学校において、それぞれの学校の実態に合わせた内容で「セーフティ教室」を実施し、啓発を進めます。

### （１）防犯・事故防止教育の充実

教育委員会が学校施設内や通学路等において、様々な危険から子どもたちを守るために、学校・家庭・地域が連携した取組を進めます。

### （２）情報モラル教育の推進

教育委員会が、子どもたちがインターネット等を通じたトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐために、情報モラル教育を推進し、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」が身に付く取組を推進します。

### （３）インターネット被害・薬物乱用防止教室の推進

教育委員会が、子どもたちがインターネット被害や薬物の被害にあわないための意識啓発の取組を推進します。

### （４）消防署、総合支所、地域と連携した総合防災教室の実施

教育委員会が幼稚園・小・中学校が消防、支所、地域等と連携して行う総合防災教室で、幼児・児童・生徒が消火体験・煙体験・避難所やトイレの設営体験等の体験活動を通じて、様々な災害発生時における危険とその対処を学ぶことができる取組を推進します。

1-9

## 安全対策協議会の実施



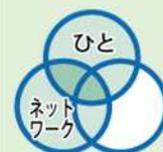
所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

教育委員会が幼稚園・小・中学校の安全指導・生活指導の担当教員、各幼稚園・小学校のPTAの代表、各警察署のスクールサポーター等で構成する安全対策協議会において、子どもたちが安全・安心に生活できるよう情報化社会におけるSNS（※）による被害防止等について協議します。

※SNS：Social Networking Serviceの略。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、双方向のやりとりができる、ツイッター、フェイスブック、ライン等のメディアのこと。

1-10

## 薬物乱用防止対策



所管課：みなと保健所 生活衛生課  
教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

### （１）薬物乱用防止対策

所管課：みなと保健所 生活衛生課

覚醒剤、大麻をはじめとする違法薬物は、1度の使用でも心身に大きな影響を与える可能性があり、特に青少年期からの教育は重要です。違法薬物の乱用を防止するため、東京都薬物乱用防止推進港区協議会の啓発活動を支援するとともに、協働して地域のイベント等に参加し、子ども向けの啓発活動を行います。

### （２）薬物乱用防止教室の実施

所管課：教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当

教育委員会が各区立小・中学校において、東京都薬物乱用防止推進港区協議会と連携し、薬物乱用防止教室を年1回実施するなど内容の充実を図っています。薬物乱用防止ポスター・標語コンクールへの作品の応募を促進し、児童・生徒の薬物乱用防止に対する意識を高めるなど、子どもたちが薬物乱用による被害者及び加害者とならないための取組を推進します。

1-11

## 子どもが相談しやすい体制の整備



所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭支援センター

子ども中高生プラザ・児童館、教育センター、子ども家庭支援センター等において、子どもが安心して相談できる体制を充実するとともに、子ども自らが相談できる相談先や方法について子ども向けリーフレット等を作成・配布し、周知します。スマートフォンや携帯電話、パソコンから、24時間相談できる「みなと子ども相談ねっと」を周知します。

1-12

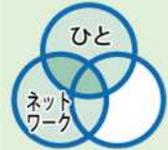
## 児童相談所の設置による迅速かつきめ細やかな援助の実現

【新規】



所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭課

令和3(2021)年4月に児童相談所を設置し、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士等が児童虐待などの養護相談、非行相談、障害相談等の子どもと家庭の問題に対応します。迅速に安全確認、調査、相談を行い、必要に応じ、一時保護、里親委託、施設入所等を行います。子ども家庭支援センターや地域の関係機関と連携し、子どもと家庭の状況に応じた切れ目のないきめ細かな援助を行います。



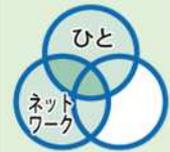
### (1) 児童虐待防止に関する啓発

地域住民が子どもの安全を守るため、区民が虐待の未然防止や早期発見などについて関心を持ち意識が高まるよう、児童虐待についてのリーフレット等の作成・配布、キャンペーン、講演会などにより、啓発活動を推進します。

### (2) 要保護児童対策地域協議会

区では、児童福祉法第25条の2の規定により、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、平成18(2006)年7月に港区要保護児童対策地域協議会を設置し、調整機関として子ども家庭支援センターを指定しました。

民生委員・児童委員、医療機関、家庭裁判所、警察署、乳児院、保育園、幼稚園、小・中学校、児童相談所等の要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携して、児童虐待やいじめ、不登校、そのほか問題を抱える支援対象児童等の早期発見、早期対応及び適切な保護等の支援をより一層強化し、児童虐待対策を推進します。



## （１）DV、ストーカー行為に関する意識啓発

### ①パネル展等の開催

所管課：総務部 人権・男女平等参画担当

男女平等参画センター（リーブラ）では、人権尊重や男女平等の観点から、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、パネル展や区広報紙等を通じて、DV、ストーカー、デートDV防止に向けての啓発や情報提供を行います。

### ②DVに関するガイドブックの作成・配布

所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭課

DVに関する知識やDV被害者が相談できる機関等について記載した冊子を配布し、DV被害者や周囲の人へ必要な情報提供を行っています。また、デートDVに関するリーフレットを作成、配布し、若年者に向けた啓発を行うことで、ストーカー行為や婚姻後のDV被害・加害の予防を促進します。

## （２）DVに関する相談体制の整備

### ①心のサポートルーム

所管課：総務部 人権・男女平等参画担当

男女平等参画センター（リーブラ）の「心のサポートルーム」では、DVやデートDVに関する相談を受けています。弁護士、社会福祉士、臨床心理士等の資格を有する専門の相談員が対応し、状況によっては警察署、東京ウィメンズプラザ等のより専門的な機関につないでいきます。

### ②子どもと家庭の総合相談

所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭課

令和3（2021）年4月から、家庭相談センターは子ども家庭支援センターに統合され、子どもと家庭に関する総合的な相談体制になります。配偶者暴力相談支援センター機能を有する子ども家庭支援センターにおいて、専門の相談員がDV被害者からの相談を受け、関係機関と連携し自立までの一貫した支援を実施します。

1 - 15

## 安全安心ハンドブックの配布（子ども、女性）



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

区民の生活安全意識の向上を図るため、区民一人ひとりが取り組むことができる生活安全対策をハンドブックにまとめ、正しい「知識」と「備え方」を広く周知します。

自宅や街中での防犯対策のほか、子どもの生活安全対策では、連れ去り等の子どもが被害に遭いやすい場所について説明するとともに、親子での約束事など被害を防止するための対策を紹介しています。また近年、インターネットの利用において、犯罪に巻き込まれるケースも多いことから、注意を促します。

女性の生活安全対策では、痴漢等の女性が被害に遭いやすい犯罪や場所、防止対策について紹介します。

ハンドブックは、4か国語版（日本語・英語・中国語・ハングル）を作成し、区ホームページでも公開します。

1 - 16

## 「安全安心コラム」の掲載（子ども、女性）



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

区民の生活安全意識の向上を図るため、毎月11日発行の区広報紙「広報みなと」に、区民に身近な犯罪から身を守る方法や火災予防に関する事など生活安全に関するコラムを掲載します。時期に合わせ、子どもや女性が被害に遭いやすい犯罪（連れ去り、痴漢等）等への注意喚起を行うとともに、その対策や区の実施等を紹介します。

また、子どもや女性に対する犯罪事例についての情報も掲載します。

「安全安心コラム」のテーマ一覧（令和2（2020）年度）


1-17

## 区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用 (子ども)



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当  
各施設管理所管課

区では、混雑状況等の把握及び犯罪の未然防止のため、「港区有施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準」に基づき、区有施設に防犯カメラを設置しています。

保育園や子ども中高生プラザ等の施設においても、防犯カメラを設置することで子どもの安全・安心を確保するとともに、プライバシーへの配慮など基準に基づいて適切な管理・運用を行います。

1-18

## 子どもの施設への防犯対策の実施



所管課：各総合支所 管理課  
教育委員会事務局 学校教育部 学校施設担当  
子ども家庭支援部 保育課

子どもが過ごす施設において、施設のオートロック化や、非常通報装置「学校110番」の運用、校内非常通報システムの設置など、犯罪の未然防止や不審者の侵入防止の体制を整えます。

1-19

## 区有施設安全総点検（子ども）



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

平成18(2006)年6月のシティハイツ竹芝におけるエレベーター事故の教訓を踏まえ、毎年度、定められた点検項目に沿って、全区有施設を対象に安全点検を行います。

保育園や小・中学校等の子どもが利用する施設では、教職員や施設管理担当職員が日常の施設の使用状況等を踏まえ、目視、触診等により施設の点検を行います。これにより、各施設の不具合状況を把握するとともに、施設管理担当職員の安全確保に関する意識の向上を図ります。

1-20

## 区有施設における不審者侵入対策の実施（子ども）



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当  
各施設管理所管課

区有施設のうち幼稚園、保育園、小・中学校、学童クラブ、児童館等子どもを対象とした施設に、不審者侵入対策として防犯機器（ネットランチャー（※）、刺股、防護盾等）を配備します。防犯機器を配備された各施設では、施設の立地、利用状況等の実情に即して、それらの機器を活用した年1回程度の不審者侵入対策訓練を実施します。その際、可能な限り警察官の派遣を受けるなど警察署と連携します。なお、小・中学校では、児童・生徒が参加する不審者侵入を想定した避難訓練を教育課程に位置付けて年1回以上実施します。

※ネットランチャー：スイッチを押すと瞬時に網が飛び出し、不審者に絡まり、動きを抑制する機器。

1-21

## 区立小学校の警備



所管課：教育委員会事務局学校教育部 学務課

不審者の侵入や犯罪行為の未然防止を図るため、小学校全校に警備員を配置するとともに、近接する区立幼稚園、中学校の巡回も実施します。

全区立小学校18校に各1名以上配置し、児童登下校時の立哨、校内巡回を行います。また、近接する区立幼稚園12園は、幼稚園の登園・降園の時間帯にあわせて巡回警備し、近接する区立中学校5校は適宜巡回警備を行います。

1-22

## 学童クラブにおける安全管理・危機管理体制の強化



所管課：子ども家庭支援部 子ども家庭課

事件・事故から子どもを守り、保護者の安心につながるよう、学童クラブを利用する児童の保護者へ、児童の学童クラブの入退室時刻をメールで知らせる「学童クラブ児童見守りシステム」を運用します。



所管課：各総合支所 まちづくり課  
街づくり支援部 土木課

### (1) 安全・安心に配慮した修繕

所管課：各総合支所 まちづくり課

区職員、指定管理者による巡回点検などで公園・児童遊園等に設置されている照明等に不具合が発見された場合は、防犯面に配慮し早急に修繕を実施します。また、公園等の植栽の維持管理や樹木の剪定を行うに当たっては、周辺からの見通しの確保など防犯面に配慮します。

### (2) 防犯カメラの設置

所管課：街づくり支援部 土木課、各総合支所 まちづくり課

公園・児童遊園等における犯罪を防止し、子ども、女性等犯罪被害に遭いやすい利用者の安全確保を強化するため、「港区立公園等における防犯カメラの設置及び運用に関する要領（平成29年3月）」及び「港区立公園等における防犯カメラの設置及び運用基準（平成30年6月）」に基づき防犯カメラを設置します。

### (3) 遊具等の点検

所管課：各総合支所 まちづくり課

公園・児童遊園等内に設置されている遊具等を安全で安心して利用できるように、指定管理者や区職員による日常の点検及び定期的な巡回点検を実施します。また、専門業者による遊具点検も年1回実施します。



## 高齢者・障害者の安全安心を確保する

高齢者を対象とした特殊詐欺などが繰り返されていることや、悪質商法、暴行・傷害などの犯罪被害が発生しています。また、関東近県で障害者を狙った凶悪事件が発生したことなどを踏まえ、これらを防止するための対策に取り組めます。

### ■重点課題2「高齢者・障害者の安全安心を確保する」における事業：14事業

番号	事業名	ポイント	防犯	防火
2-1	特殊詐欺や点検を装った強盗等の被害防止対策	【コロナ】	●	
2-2	みんなと安全安心メール（高齢者、障害者）	【拡充】【コロナ】	●	●
2-3	ながら見守り連携事業（高齢者、障害者）	【拡充】	●	
2-4	高齢者への防犯に関する講座の実施		●	
2-5	安全安心ハンドブックの配布（高齢者）		●	●
2-6	「安全安心コラム」の掲載（高齢者）		●	●
2-7	高齢者虐待防止の推進		●	
2-8	高齢者セーフティネットワークの構築の推進		●	
2-9	高齢者の消費者被害防止の推進		●	
2-10	「障害児・者を支援する人への研修」の実施		●	
2-11	障害者虐待防止の推進		●	
2-12	区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用（高齢者、障害者）		●	
2-13	区有施設安全総点検（高齢者、障害者）			●
2-14	区有施設における不審者侵入対策の実施（高齢者、障害者）		●	

【新規】 令和3年度からの新規事業  
【拡充】 事業内容を充実させた事業

【新たに計上】 本計画から新たに計上した事業  
【コロナ】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した取組を行う事業



振り込め詐欺などの特殊詐欺や点検業者を装った強盗は全国的な社会問題です。また、新型コロナウイルス感染症拡大に便乗した詐欺なども発生しています。

これまで区は、広報紙や広報動画、メール配信等様々な形で被害を防止するための方法を啓発しています。また、区内警察署、不動産関係事業者団体など関係機関との連携も密にし、対策に努めています。

しかしながら、区内の詐欺等発生件数はほぼ横ばいで推移していることから、今後も強力に特殊詐欺等の被害を防止する取組を推進します。

### (1) 区民参加型対策講座の実施

【コロナ】

高齢者・障害者が、いざというときに詐欺などの犯罪にあわないようにするためには、その方法を実践できるように、訓練し、体験的に学んでもらうことが重要です。そこで、実際に発生している最新の特殊詐欺などの事例をもとに、警察署と連携し、区民がより実践的に被害を防止するための方法を学ぶ機会を提供します。また、高齢者・障害者の支援に関わる人にも参加を呼び掛けます。

### (2) 自動通話録音機の貸与

【コロナ】

自動通話録音機は、呼出音が鳴る前に自動で警告音声を流し電話に出た後の会話を実際に録音することで、振り込め詐欺犯が電話をあきらめる効果があります。区では区内の高齢者等に無料で貸与する事業を平成27(2015)年7月から実施しています。

高齢者・障害者が当該貸与事業を利用しやすいよう、チラシ配布による周知に加えイベントや会合等に出向き直接対面で事業を紹介するなど強力に推進し、犯人からの電話に出なくてすむ環境を提供します。

自動通話録音機





所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

暴行、ひったくり、詐欺等の犯罪発生情報や、振り込め詐欺や悪質商法と思われる電話がかかっている情報、防犯・防火や施設の安全対策等に役立つ知識を、区民、警察署・消防署等関係機関、区有施設含む区職員から広く収集し、事前に登録した方に迅速にメールで配信できるよう、夜間・休日でもメールが配信できる体制を整えています。

犯罪発生情報など特に緊急性が高い情報については、区ホームページのほか、ツイッター、フェイスブックといったSNS（※）や区有施設に設置されているデジタルサイネージ（※）と自動連携し、日本語・英語・中国語・ハングルの多言語で発信します。

みんなと安全安心メールによる情報配信には、紙の冊子やチラシを持ち歩く必要がない簡便性と、即時性という大きなメリットがあります。

このことから、高齢者や障害者を支援する立場にある事業者や関係機関職員にも利用を促進し、情報を知ってもらうことで効果的な見守りが期待できます。

そこで、これまでどおり被害者になりやすい高齢者や障害者を主に対象として事業を展開することはもちろん、事業者や関係機関職員にも積極的に周知し登録を促し、みんなと安全安心メールの登録者を増やすことで、「みんなと安全安心メールの受信をきっかけに繋がる安全・安心の輪」を広げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言が発出された際には、不要不急の外出を控えるよう呼びかける内容や、コロナに便乗した犯罪事例等の情報も配信するなど、広く安全・安心に関する情報を発信します。

メールの一例



※ SNS : Social Networking Service の略。インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、双方向のやりとりができる、ツイッター、フェイスブック、ライン等のメディアのこと。

※ デジタルサイネージ : いわゆる電子看板のこと。ネットワークに接続することで即時に情報を配信するのが特徴。街中にある大型スクリーン、コミュニティバスや電車の車内にあるような小型のものなど、様々な形がある。



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

「ながら見守り連携事業」は、訪問等で区民等と直接ふれあう機会が多い地域に密着した事業者と協定を締結し、見守りに協力してもらう事業です。

協定を締結した事業者は、日常業務をしながら無理のない範囲で、高齢者や障害者が犯罪の被害等危険な目に遭わないよう、見守る役割を果たします。

例えば、業務用車両の速度を少し落として注意深く目を配ること、高齢者や障害者の家を訪問したり、高齢者や障害者が来店した際、危険に晒されていると感じたら気遣う声をかけること、区や警察署等に通報して一時的に傍でサポートすること等が挙げられます。

区は平成28(2016)年9月に事業を開始し、これまでに14事業者と協定を締結し、協定を生かした情報共有と見守り活動をしています。

区内での見守りの担い手を増やしていくため、ながら見守り連携事業に賛同し推進する事業者との協定締結をより一層すすめて、安全・安心の輪を広げます。

協定締結事業者一覧

平成28年9月	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
平成29年4月	港区しんきん協議会
平成29年6月	日本郵便株式会社 ・日本郵便株式会社芝郵便局 ・日本郵便株式会社麻布郵便局 ・日本郵便株式会社赤坂郵便局 ・日本郵便株式会社高輪郵便局 ・日本郵便株式会社銀座郵便局 ・日本郵便株式会社晴海郵便局
平成30年6月	港区新聞販売同業組合
平成30年10月	佐川急便株式会社関東支店
平成31年1月	東京ヤクルト販売株式会社
令和元年12月	東京ガス株式会社 東京ガスリックリビング株式会社
令和2年11月	ヤマト運輸株式会社東京港主管支店

### 参考 高齢者の見守り体制の強化

「港区ながら見守り連携事業に関する協定」以外にも、区ではこれまでに、港区と電気・ガス・水道のライフライン事業者及び信用金庫、生活協同組合、新聞販売同業組合など見守りに関する協定を締結しています。事業者が訪問した際に異変があった場合、区に通報するなど、事業者等との見守りの連携を推進しています。

2-4

## 高齢者への防犯に関する講座の実施



所管課：保健福祉支援部 高齢者支援課

各地区に設置されている高齢者相談センター（地域包括支援センター）において、警察署や消費者センターから講師を招き、「振り込め詐欺」等高齢者が被害に遭いやすい犯罪の被害防止を目的とした講座などを実施し、啓発を行います。

高齢者への防犯に関する講座

写真

高齢者への防犯に関する講座

写真

2-5

## 安全安心ハンドブックの配布（高齢者）



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

区民の生活安全意識の向上を図るため、区民一人ひとりが取り組むことができる生活安全対策をハンドブックにまとめ、正しい「知識」と「備え方」を広く周知します。

高齢者の生活安全対策では、振り込め詐欺等の高齢者が被害に遭いやすい犯罪の特徴について説明するとともに、被害を防止するための対策を紹介します。

安全安心ハンドブック

写真

安全安心ハンドブック

写真



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

区民の生活安全意識の向上を図るため、毎月11日発行の区広報紙「広報みなと」に、区民に身近な犯罪から身を守る方法や火災予防に関する事など生活安全に関するコラムを掲載します。

振り込め詐欺等の高齢者が被害に遭いやすい犯罪への注意喚起を行うとともに、その対策や区の実施等を紹介します。

また、詐欺等に関する犯罪事例についての情報も掲載します。

「安全安心コラム」の掲載例



「安全安心コラム」の掲載例



所管課：保健福祉支援部 高齢者支援課

高齢者の養護者や施設従事者による虐待の早期発見と適切な対応等について記載した「港区高齢者虐待防止対応マニュアル」を活用するとともに、関係機関の職員に対する研修を実施し、職員の対応力の向上を図っています。また、民生委員・児童委員、町会・自治会、港区医師会、介護事業者、港区社会福祉協議会、警察署、消防署や高齢者相談センター（地域包括支援センター）などの関係機関で構成する「高齢者地域支援連絡協議会」を設置し、地域全体で高齢者虐待防止に取り組んでいます。さらに、被介護者や介護家族が抱える問題を相談できる有効な場である「介護家族の会」や「みなとオレンジカフェ（認知症カフェ）」の活用等により、高齢者の虐待防止を推進します。

2-8

## 高齢者セーフティネットワークの構築の推進



所管課：保健福祉支援部 高齢者支援課

「高齢者地域支援連絡協議会」や各地区の「地区高齢者支援連絡会」での情報交換や協議を踏まえ、地域の様々な機関と協働し、日々の見守りや災害時の安全確保、虐待防止、消費生活被害の防止などを目的として、高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築を推進します。

また、高齢者の居場所や地域の人との交流の場ともなり、地域における見守りにも通じるサロンの場づくりを充実します。

2-9

## 高齢者の消費者被害防止の推進



所管課：保健福祉支援部 高齢者支援課

高齢者が消費者被害や詐欺事件の被害者とならないためには、高齢者への適切な情報提供とともに身近な場所での相談機能の充実が欠かせないことから、各地区に設置されている高齢者相談センター（地域包括支援センター）やふれあい相談員が高齢者からの相談に応じます。

必要に応じて消費者センターに即時に引き継ぎ、さらに警察署などの関係機関とも連携し、高齢者の消費者被害の防止と早期解決を推進します。

2-10

## 「障害児・者を支援する人への研修」の実施



所管課：保健福祉支援部 障害者福祉課

「障害児・者を支援している人への研修」では、障害児・者に関する理解を深めることを目的に、区内在住者、在勤者、障害福祉サービス提供事業所の職員などを対象に、障害者福祉に関する知識や、介護技術についての講義を実施しています。

この「障害児・者を支援している人への研修」のプログラムの中に、成年後見制度の利用など、犯罪被害の防止をテーマとした講義を取り入れ、引き続き開催していきます。

2-11

## 障害者虐待防止の推進



所管課：保健福祉支援部 障害者福祉課

障害者福祉課内に設置した障害者虐待防止センターの障害者虐待防止相談ダイヤルにおいて通報等を受理し、障害者虐待、権利侵害の防止や、虐待の早期発見・早期対応を推進します。

さらに、子ども家庭支援センター、高齢者相談センター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員等との連携を強化し、港区障害者虐待防止・養護者支援事業について周知・啓発などを行い、障害者に対する虐待の予防や早期発見、養護者支援の取組を推進します。

2-12

## 区有施設の防犯カメラの適切な管理と運用 （高齢者、障害者）



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当  
各施設管理所管課

区では、混雑状況等の把握及び犯罪の未然防止のため、「港区有施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準」に基づき、区有施設に防犯カメラを設置しています。

いきいきプラザや障害保健福祉センター等の高齢者や障害者が利用する施設においても、防犯カメラを設置することで利用者の安全・安心を確保するとともに、プライバシーへの配慮など基準に基づいて適切な管理・運用を行います。

2-13

## 区有施設安全総点検（高齢者、障害者）



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

平成18(2006)年6月のシティハイツ竹芝におけるエレベーター事故の教訓を踏まえ、毎年度、定められた点検項目に沿って、全区有施設を対象に安全点検を行います。

いきいきプラザや障害保健福祉センター等の高齢者や障害者が利用する施設では、施設管理担当職員が日常の施設の使用状況を踏まえ、目視、触診等により施設の点検を行います。これにより、各施設の不具合状況を把握するとともに、施設管理担当職員の安全確保に関する意識の向上を図ります。



区有施設のうち、いきいきプラザ・高齢者相談センター（地域包括支援センター）等高齢者を対象とした施設、障害保健福祉センター等障害者を対象とした施設に、不審者侵入対策として防犯機器（ネットランチャー（※）、刺股、防護盾等）を配備します。防犯機器を配備された各施設では、施設の立地、利用状況等の実情に即して、それらの機器を活用した年1回程度の審者侵入対策訓練を実施します。その際、可能な限り警察官の派遣を受けるなど警察署と連携します。

ネットランチャー

写真

刺股

写真

※ネットランチャー：スイッチを押すと瞬時に網が飛び出し、不審者に絡まり、動きを抑制する機器。

防護盾

写真

写真





## 繁華街の安全安心を確保する

東京2020大会の開催にあたり、来街者が多く集まる場所での体感治安の悪化などが懸念されます。また、日ごろから繁華街での犯罪被害への不安感については、多くの意見があります。日常における生活安全施策の充実と合わせ、繁華街及び隣接する居住地域において犯罪被害を未然に防止するための対策を強化し、体感治安の向上を図ります。

### ■重点課題3「繁華街の安全安心を確保する」における事業：12事業

番号	事業名	ポイント	防犯	防火
3-1	客引き防止プロジェクト	【拡充】【コロナ】	●	
3-2	MINATOフラッグ制度	【新たに計上】【拡充】	●	
3-3	落書き除去事業	【拡充】	●	
3-4	青色防犯パトロール車両(青パト)によるホットスポットパトロール	【拡充】【コロナ】	●	
3-5	各地区生活安全活動推進協議会の活動		●	●
3-6	新橋地区の安全・安心まちづくりの推進(違法置き看板の撤去指導)	【新たに計上】【拡充】	●	
3-7	六本木地区の安全・安心まちづくりの推進		●	
3-8	赤坂地区の安全・安心まちづくりの推進		●	
3-9	警察署・消防署等関係機関との連携		●	●
3-10	港区暴力団排除条例に基づく取組		●	
3-11	道路上の違反広告物など路上放置物の撤去		●	
3-12	雑居ビルの防火安全対策の推進			●

【新規】令和3年度からの新規事業

【拡充】事業内容を充実させた事業

【新たに計上】本計画から新たに計上した事業

【コロナ】新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した取組を行う事業



近年、区内の繁華街において一部の飲食店等による営業競争が激化し、店との雇用関係を持たずに「客引き行為」の成功報酬を歩合制で得る者が出現するなど、路上や広場で客引き行為等を行う者が増加しており、区民や来街者に不安感を与える要因となっています。

区では、平成29(2017)年4月に、区民や来街者の安全・安心を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、公共の場所において客引き行為等を明確に規制する「港区客引き行為等の防止に関する条例」を施行し、違反者への指導を行う「港区生活安全パトロール隊」の配置や飲食店事業者からの誓約書の提出など、条例に基づく取組を推進しています。

生活安全パトロール隊は、新橋地区、六本木地区、赤坂地区などの繁華街において、悪質な客引き行為を行うものに対しての指導や、来街者への広報活動などを行っています。六本木地区においては週1回、週末の朝方にもパトロールを実施しているほか、東京2020大会期間中は、体制を拡充して取り組みます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言が発出された際には、不要不急の外出や、マスク着用等と呼び掛ける広報・啓発活動についても実施しており、広く街の安全・安心に関して取り組んでいます。

警察署等関係機関と連携して「客引きしづらい環境づくり」を推進するとともに、条例の違反者に対する過料・公表の更なる適用、違反行為に関係する営業所の名称等の公表など、実態に即した効果的な対策により、繁華街における安全・安心の確保に向けた取組をさらに強化します。

誓約書提出事業者へ交付するステッカー



港区生活安全パトロール隊



## 参考 港区客引き行為等の防止に関する条例の概要

### (1) 規制場所

公共の場所（区内の道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるもの）を対象とします。

### (2) 規制行為

- ①客引き行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるように勧誘する行為）
- ②客待ち行為（①の客引き行為を行う目的で相手方となるべきものを待つ行為）
- ③勧誘行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、接待飲食店等の役務に従事するように勧誘する行為）
- ④勧誘待ち行為（③の勧誘行為を行う目的で相手方となるべきものを待つ行為）

### (3) 禁止事項

- ①公共の場所における客引き行為等の禁止
- ②客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止

### (4) 誓約書の提出

区長は、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けたものに対し、条例を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求め、提出した事業者にはその証としてステッカーを交付します。

### (5) 違反者への措置

公共の場所における「客引き行為等の禁止」及び「客引き行為又は勧誘行為（スカウト）を用いた営業の禁止」の違反者に対して、指導、勧告、命令のうえ、是正されない場合は、5万円以下の「過料」及び「公表」を適用します。

### (6) 港区客引き行為防止対策審議会

条例に基づく客引き行為等の防止に関する措置を適正に実施するため、区長の付属機関として、港区客引き行為防止対策審議会を設置します。

写真

写真



MINATOフラッグ制度は、区の安全・安心に関する取組に賛同・協力する夜間営業事業者と連携し、夜の観光振興と区民や来街者が安全で安心して楽しめる環境の確保を両立させることをめざす事業です。フラッグを掲げることで、安全・安心のための協力する店舗であることが一目でわかり、フラッグを掲げる店舗を増やすことで、体感治安の向上を図り、まちのイメージアップに繋がります。

### (1) 対象事業者

午後8時から翌日午前0時まで（又はその一部）の時間に営業する事業者

### (2) 区の役割

申し込みのあった夜間営業事業者へ、MINATOフラッグ（青い小旗）を交付します。区の観光イベントや、民間企業と連携した様々な広報媒体において、フラッグを掲げている店舗は、区の安全・安心に関する取組に協力する事業者であることを周知していきます。

### (3) 事業者の役割

MINATOフラッグを店舗の入り口等に掲げ、区の取組に協力する事業者であることをPRします。

- 客引きを利用した営業はしない
- 暴力団と交際せず、利用もしない
- 看板等を設置する際は、通行の妨害とならないように配慮する
- ごみ出しのルールを守る
- 各種法令を遵守するとともに近隣の迷惑となる行為はしない
- パトロール等、地域の安全・安心の取組に参加・協力する
- 夜のまち健全なにぎわいに向けた区や地域の取組に協力する

写真

写真



所管課：各総合支所 協働推進課  
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

落書きは、地域の美観を損ねるだけでなく、区民に不安感を与え、犯罪を誘発する恐れがあります。区は、快適で良好な生活環境を保持し、体感治安を高めるため、区民への落書き消去剤等の貸与や専門事業者の活用による落書き消去を支援します。また、区民や事業者等が協働して行う地域の落書き消去活動を支援することにより、犯罪防止の効果を高めます。さらに、落書きが繰り返される建物等への「落書き対策防犯カメラ」の無償貸与や、落書き注意喚起のポスターを多言語で作成するなど、落書き防止や再発防止ための啓発活動にも取り組みます。

写真

写真

写真

写真

#### 参考 麻布地区総合支所協働推進課の取組

麻布地区総合支所では、毎年度1回以上、地域の美観保護と犯罪防止を目的に、町会・自治会や商店会、事業者、近隣小学校、行政機関等が連携・協働して落書き消去活動を実施しています。さらに、麻布地区では落書きの件数も多く、今後も発生する恐れもあることから、上記の活動に加え、地域ぐるみの取組として、落書き消去活動を推進します（各年度3回）。



犯罪の機会を未然に防止する目的で、青色防犯パトロール車両（青パト）により区内全域を24時間体制でパトロールします。

パトロールには、保育園や公園・児童遊園等を巡回する「子どもの施設巡回パトロール」、車両及び徒歩により通学路の安全・安心を確保する「通学路パトロール」、帰宅する区民等の安全を確保するための「夜間パトロール」があります。

各パトロールを実施するに当たっては、犯罪機会論に基づき、「誰でも入りやすく、見えにくい場所」や落書きの多い場所など犯罪が発生しやすい状況にある場所（ホットスポット）を重点的に巡回する「ホットスポットパトロール」を実践します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言時には外出自粛の呼びかけを行うなど、緊急時の情報発信も行います。

### （１）子どもの施設等巡回パトロール

犯罪が起きにくい環境づくりを推進するため、青パトが公園・児童遊園、保育園等の子どもが利用する施設を中心に区内全域をパトロールします。

### （２）通学路パトロール（六本木地区）

「安全・安心まちづくり推進地区（六本木地区）」の取組の一環として、指定地域内及び隣接地域の学校を対象に、青パト及び徒歩（青パト隊員）により、登下校時のパトロールを実施します。

### （３）夜間パトロール

夜間における犯罪の未然防止や体感治安の改善を図るため、犯罪発生件数の多い繁華街や区民からの巡回要望が多い場所などを重点に区内全域をパトロールします。

#### 参考 ホットスポットパトロールとは

ホットスポットパトロールとは、犯罪機会論に基づき、誰もが「入りやすく」、誰からも「見えにくい（見られにくい）」場所や、落書き、不法投棄、放置自転車が多い場所等（ホットスポット）を重点的にパトロールする手法のことです。これらの場所では犯罪が起きやすいとされ、アメリカでは、ランダムパトロール（特定の場所にこだわらないパトロール）に比べ、高い防犯効果があることが明らかになっています。



地域の生活安全活動及び環境美化活動によって犯罪が起きにくい環境づくりを推進するため、各総合支所は、各地区生活安全活動推進協議会（町会・自治会、商店会、事業者、自主防犯団体、警察署・消防署等関係機関で構成）の活動を支援し、パトロールやキャンペーン、清掃活動など地域の実情に応じた活動を協働して実施します。

### （１）芝地区生活安全・環境美化活動推進協議会

所管課：芝地区総合支所 協働推進課

「清潔できれいなまち」とするため、協議会が実施する路上・歩行喫煙、ポイ捨て禁止、まちの環境美化と安全を図ることを目的とした「芝地区クリーンキャンペーン」を支援します。

「芝地区クリーンキャンペーン」は、芝地区を6つのエリアに分け、年10回実施しています。活動内容は、町会・自治会、商店会、PTA、事業者等が参加し、地域の清掃活動や、喫煙マナーの啓発活動、放置自転車や路上看板への警告札貼付活動等を実施しています。平成29(2017)年9月からは協議会メンバーの町会員・参加事業者からなる「落書き消去班」も結成され、新橋駅周辺等で配電用地上機器、街路灯、施設塀等の落書き消去にも取り組み、よりまちの美観を向上するための活動を強化しています。今後も活動を支援していきます。

クリーンキャンペーン

写真

落書き消去活動

写真

## (2) 麻布地区の生活安全と環境を守る協議会

所管課：麻布地区総合支所 協働推進課

毎年度2回程度の全体会の開催のほか、区民、事業者、関係団体・行政機関とともに実施する、環境美化や生活安全をテーマとした地域活動（分科会活動）を支援します。

また、協議会の協力のもと、港区に住み、働き、訪れる全ての人々の喫煙マナー・モラル向上のため、麻布地区において陳情や要望の多い六本木、麻布十番地区を中心に「みなとタバコルール」キャンペーンを実施します。

今後も継続して、協議会の各種地域活動及び「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」と連携した活動を支援するとともに、「清潔できれいなまち」を実現するため、「みなとタバコルール」推進の啓発キャンペーンを効果的に実施していきます。

みなとタバコルールキャンペーン

写真

小学校との連携による落書き消去活動

写真

## (3) 赤坂青山安全・環境美化推進協議会

所管課：赤坂地区総合支所 協働推進課

地域住民や子どもの安全・安心のために夜間防犯パトロールや、タバコのポイ捨て・路上喫煙の禁止などタバコに関するマナーの周知徹底と環境美化意識を高めるために管内8ヶ所のエリアで実施されている地域清掃活動を支援しています。また、赤坂・青山地域の主要な6駅で実施される「赤坂青山美しいまちマナーのまち」キャンペーンの中で、落書きの発見・消去活動を協働で実施しています。これらの活動を通して町会・自治会、商店会、地元企業、各団体の連携を深め、地域コミュニティの形成を促します。

夜間パトロール

写真

落書き消去活動

写真

## (4) 高輪地区生活安全・環境美化協議会

所管課：高輪地区総合支所 協働推進課

地域のパトロールや各啓発活動など、様々な活動の支援を行います。協議会は、パトロール、自転車・バイク対策、道路・公園、環境美化の四つの専門部会を中心として、地域住民自らが安全・安心なまちづくりのために活動をしています。支所は、これらの活動を、協議会の活動方針に沿って、支援します。

### ①パトロール専門部会

夏の夜間パトロール、春のパトロール及び落書き消去など、関係機関等と連携・協力して、防犯・防災等、地域の安全の観点から地域住民主体の活動を実施しています。

### ②自転車・バイク対策専門部会

自転車・バイクの交通安全マナー改善に重点を置き、駅前での啓発活動のほか、イベントに出向き児童向けの自転車の交通安全教室を行っています。あわせて、令和2年度より義務化された自転車損害賠償保険の加入を周知するためのチラシを作成し、地区内の保育園・幼稚園に保護者向けとして配布しています。

### ③道路・公園専門部会

高輪地区に関わる道路工事の方針と進捗状況、公園・児童遊園の整備状況について調査するほか、通学路点検を行っています。

### ④環境美化専門部会

地域の駅周辺での清掃活動、路上・歩行喫煙、及びポイ捨て禁止の啓発活動のほか、地球温暖化対策の一環として公園や商店街のイベントで打ち水を実施しています。地元企業の地域貢献活動支援等も行っています。

自転車マナーアップの啓発活動

写真

写真

## (5) 芝浦港南地区安全・美化協議会

所管課：芝浦港南地区総合支所 協働推進課

地域における環境美化と安全対策を推進するため、清掃や防犯啓発活動を行うキャンペーンを、芝浦・海岸地区、港南地区、台場地区の各地区で実施しています。このキャンペーンでは、喫煙マナー・モラル向上のため「みなとタバコルール」の啓発活動も併せて行っており、各地区2回ずつ、計6回実施しています。

また、年に3回の協議会の開催や、防犯、交通安全などの生活安全に関する研修会を年に1回実施しています。

今後も引き続き、区民・事業所・関係団体等と協働し、芝浦港南地区安全・美化協議会の活動を支援していきます。

キャンペーン活動の様子

写真

研修会の様子

写真



道路上に設置された商業看板は、安全な通行を妨げるとともに、まちの美観を損ねる要因となっています。

芝地区総合支所では、平成29(2017)年度から安全・安心で景観に優れた街づくりのために、地元町会・警察署と連携し、人の往来が特に多い新橋一丁目地区をモデル地区として、公道上に置き看板を「出しづらい」意識・雰囲気をつくることを目的としたパトロールを実施しています。また、看板の管理者への注意・指導により、道路上の看板が減少しました。今後も、取組を継続していくことで、まちの美観を向上させ、快適に通行できる道路を確保し、より安全で安心できるまちづくりを推進します。



### (1) 「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」の運営

日本有数の繁華街がある六本木地区の安全対策を推進するため、当該地区について、平成16(2004)年に港区生活安全協議会で「安全・安心まちづくり推進地区」として選定し、通学路パトロール等の取組を強化しました。平成18(2006)年には、町会・自治会、事業者、関係機関・団体等がともに、一層安全で安心できるまちにする活動や取組を考え、実行に移して効果をあげていくために、地区に特化した対策を推進する組織として「六本木地区安全安心まちづくり推進会議」が発足しました。

推進会議では、安全で安心できるまちにするための取組や活動を検討し、「六本木安全安心プロジェクト」と連動して実施していきます。

### (2) 六本木安全安心プロジェクト

六本木地区では、地域の連帯の強化を促し、安全・安心の取組を地域ぐるみで推進するため、平成25(2013)年7月の六本木地区安全安心まちづくり推進会議において、全ての人を守るべきまちのルール「六本木安全安心憲章」を制定しました。

憲章は、安全・安心に関して六本木がめざすまちの姿、まちの課題である「防犯」「環境美観」「路上喫煙」「道路使用」「営業活動」の項目に対応した宣言で構成しています。

麻布地区総合支所では、町会・自治会、商店会、事業者、警察署等関係機関と協働して憲章によるキャンペーンや啓発活動を継続的に行うとともに、東京2020大会開催及び開催後において、外国からの来街者にも理解しやすい憲章のデザインを用いて、区民等や警察署と連携した啓発活動を継続的に実施します。また、憲章をより多くの店舗や事業所に周知・浸透させていくため、理念に賛同する事業所等を認証する制度を運用するなど、六本木地区の安全・安心なまちづくりを推進していきます。

写真

写真



## (1) 「赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会」への支援

所管課：赤坂地区総合支所 協働推進課

平成21(2009)年に指定暴力団稲川会総本部の移転阻止運動を実施するなど、暴力団排除活動の意識が高い赤坂地区について、一層安全で安心できるまちとするため、港区生活安全協議会の認定を経て、平成23(2011)年に「安全・安心まちづくり推進地区」に指定しました。

赤坂地区環境浄化・暴力排除対策協議会は、繁華街特有の課題を有する赤坂地区に特化した環境美化や暴力団排除を推進するための活動を行っています。町会・自治会、商店会、事業者、警察署等関係機関が一体となり、協議会の運営や夜間パトロール等を実施します。

## (2) 看板パトロール

所管課：赤坂地区総合支所 まちづくり課

道路上に設置された商業看板は、安全な通行を妨げるとともに、まちの美観を損ねる要因となっています。

赤坂地区総合支所では、地域の団体と協働して、人の往来が特に多い地下鉄駅前、繁華街を中心に、公道上に置き看板を「出しづらい」意識・雰囲気をつくることを目的としたパトロールを実施します。区民、行政及び警察署が一体となり、定期的なパトロールを実施することで、まちの美観を向上させ、快適に通行できる道路を確保し、より安全で安心できるまちづくりを推進します。

写真

写真

### 参考 赤坂地区における暴力団事務所追放運動

平成21(2009)年1月、赤坂地区への指定暴力団稲川会の総本部事務所移転を阻止するため、町会・自治会、周辺事業者、警察署、区が一致団結し、緊急集会や移転予定地での抗議活動を実施するなどねばり強く追放運動を続けました。

地域住民が東京地方裁判所に対して「暴力団事務所使用禁止仮処分」の申立（区が費用の2分の1を助成）を行い、平成21(2009)年4月に和解が成立したことにより、移転を阻止しました。



### (1) 港区生活安全協議会の運営

港区生活安全協議会（会長：港区長）は、安全で安心できる港区にする条例に基づき、区の生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議するために設置しています。

地域の安全安心を確保するためには、地域の区民や事業者、警察署、消防署等の行政機関との協働が不可欠です。このため港区生活安全協議会は、警察署、消防署及び防火・防犯協会、交通安全協会、各地区の環境美化協議会、商店街連合会等、生活安全に係る関係団体で構成しています。

関係団体それぞれが、安全で安心できるまちづくりに向けた取り組みを推進するため、活動事例の紹介や情報交換を行います。

生活安全協議会の様子

写真

生活安全協議会の様子

写真

### (2) 港区長と区内警察署長との連絡調整会議の運営

港区と区内6か所の警察署との連携をより一層強化し、治安向上を図るために締結した「港区と区内警察署との生活安全に関する覚書」に基づき、「港区長と区内警察署長との連絡調整会議」を運営します。会議では、具体的な生活安全施策や生活安全に関する地域の課題などを共有することにより、区と区内警察署の連携した取組を推進します。

#### 参考 危険ドラッグ、特殊詐欺、客引き行為などの対策に関する覚書

平成27(2015)年2月、港区と区内6か所の警察署、東京都宅地建物取引業協会港支部、全日本不動産協会東京都本部港支部で「危険ドラッグの売買等の対策に関する覚書」を締結しており、危険ドラッグなどの規制薬物の売買、特殊詐欺、客引き行為などの撲滅について連携・協力を行います。



暴力団は、住民生活や事業活動の場にも深く介入して様々な資金獲得活動を行っており、その手口は多様化、巧妙化しています。特に、東京は経済・産業の中心地であることから、都内に集中する様々な利権を狙って暴力団が進出してきています。

このような状況を踏まえ、区では、平成26(2014)年4月に港区暴力団排除条例を制定し、暴力団排除に関する区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、社会全体で暴力団排除活動を推進しています。

### (1) 飲食店事業者からの暴力団排除誓約書の提出

港区暴力団排除条例第10条「誓約書の提出」に基づき、区は新たに飲食店営業許可を受けた事業者から「暴力団の威力を利用しないこと」や「暴力団等に利益を供与しないこと」を遵守することなどを記載した誓約書の提出を受けます。提出した事業者には、誓約の証としてステッカーを交付します。

### (2) 「不当要求防止責任者講習会」の開催

港区暴力団排除条例第11条「区の行政対象暴力に対する措置」に基づき、区職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、課長級職員及び係長級職員を対象に、「不当要求防止責任者講習会」を実施します。

### (3) 「港区暴力団排除審議会」の運営

港区暴力団排除条例第16条「港区暴力団排除審議会」に基づき、区が実施する暴力団排除活動を推進するための措置（事務事業及び公の施設からの暴力団排除）を適切に実施するため、区長の付属機関として設置された「港区暴力団排除審議会」を運営します。

### (4) 区民等や事業者が取り組む暴力団排除活動への支援

港区暴力団排除条例第18条「区民等及び事業者に対する支援」に基づき、区民等や事業者が取り組む暴力団排除活動を支援するため、暴力団対策に精通した弁護士をアドバイザーとして派遣するとともに、活動に必要な物品（のぼり旗、横断幕等）を貸与します。

## 3-11

## 道路上の違反広告物など路上放置物の撤去



所管課：各総合支所 まちづくり課  
街づくり支援部 土木管理課

限られた歩行空間における商業広告の看板等は、歩行者の通行の妨げになるだけでなく、災害時の救助活動等にも支障をきたす恐れがあります。

交通安全、防災、防犯などの観点から、道路の適正な利用を促進するため、道路本来の通行機能を阻害している置き看板やのぼり旗などの路上放置物に対し、各関係機関と連携・協力し、是正指導・除却等を実施します。

## 3-12

## 雑居ビルの防火安全対策の推進



所管課：街づくり支援部 建築課

新橋・六本木・赤坂などの繁華街に存在する雑居ビルは、建築基準法上不適切な箇所や維持管理上好ましくない部分を解消するなど、火災時における安全性の確保が求められています。

繁華街の飲食店や風俗営業店の頻繁な入れ替わり及びそれに伴う改修工事に際し、関係行政機関と連携し情報提供を受けることで、用途や形態が変わる雑居ビルの調査・指導を早期に行い、火災時においても安全に避難できる建築物にします。



## 全ての区民・地域に向けた安全安心の取組

3つの重点課題のほか、全ての区民や地域に向け、生活様式の変化により新たに生じる犯罪や危険、地域の変化などにも注視し、日常におけるまちの安全安心を確保するための取組を着実に実施します。

### ■全ての区民・地域に向けた安全安心の取組：26事業（一部事業については再掲）

番号	事業名	ポイント	防犯	防火
4-1	落書き消去事業	【拡充】	●	
4-2	青色防犯パトロール車両(青パト)によるホットスポットパトロール	【拡充】【コロナ】	●	
4-3	インターネットによるトラブル・犯罪被害防止への取組	【新たに計上】【拡充】	●	
4-4	各地区生活安全活動推進協議会の活動		●	
4-5	危機対応向上訓練		●	
4-6	運河に架かる橋りょうのライトアップ		●	
4-7	防犯面における港区国際防災ボランティアとの連携		●	
4-8	Minato Information Mail (略称:MIN(ミナ))の活用による生活安全情報の配信		●	●
4-9	警察署・消防署等関係機関との連携		●	●
4-10	地域団体のパトロール活動等への支援		●	●
4-11	町会・自治会、商店会等の地域団体が設置する防犯カメラへの補助	【拡充】	●	
4-12	防犯灯設置・維持管理の支援		●	
4-13	住宅への防犯対策助成		●	
4-14	放置自転車対策		●	
4-15	道路上の違反広告物など路上放置物の撤去		●	
4-16	みなとタバコルールの推進		●	●
4-17	港区安全の日	【新たに計上】【拡充】		●
4-18	日常の安全・安心を確保する環境づくりの取組		●	●
4-19	建物への防犯設備の整備促進（建築確認申請前の事前協議）		●	
4-20	消防団への支援			●
4-21	街頭消火器の設置・消火器薬剤補充支援			●
4-22	火災予防のための意識啓発			●
4-23	道路、公園等施設の巡回・点検業務		●	
4-24	区有施設への警備員等の配置		●	
4-25	まちの通行マナーに関する啓発		●	
4-26	新型コロナウイルス感染症への取組	【新たに計上】【コロナ】	●	

【新規】令和3年度からの新規事業  
【拡充】事業内容を充実させた事業

【新たに計上】本計画から新たに計上した事業  
【コロナ】新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した取組を行う事業

4-1	<b>落書き消去事業</b> <span style="float: right;">【拡充】</span>	
再掲	所管課：各総合支所 協働推進課 防災危機管理室 危機管理・生活安全担当	

落書きは、地域の美観を損ねるだけでなく、区民に不安感を与え、犯罪を誘発する恐れがあります。区は、快適で良好な生活環境を保持し、体感治安を高めるため、区民への落書き消去剤等の貸与や専門事業者の活用による落書き消去を支援します。また、区民や事業者等が協働して行う地域の落書き消去活動を支援することにより、犯罪防止の効果を高めます。さらに、落書きが繰り返される建物等への「落書き対策防犯カメラ」の無償貸与や、落書き注意喚起のポスターを多言語で作成するなど、落書き防止や再発防止ための啓発活動にも取り組みます。

4-2	<b>青色防犯パトロール車両（青パト）による ホットスポットパトロール</b> <span style="float: right;">【拡充】【コロナ】</span>	
再掲	所管課：各総合支所 協働推進課 防災危機管理室 危機管理・生活安全担当	

犯罪の機会を未然に防止する目的で、青色防犯パトロール車両（青パト）により区内全域を24時間体制でパトロールします。

パトロールには、保育園や公園・児童遊園等を巡回する「子どもの施設巡回パトロール」、車両及び徒歩により通学路の安全・安心を確保する「通学路パトロール」、帰宅する区民等の安全を確保するための「夜間パトロール」があります。

各パトロールを実施するに当たっては、犯罪機会論に基づき、「誰でも入りやすく、見えにくい場所」や落書きの多い場所など犯罪が発生しやすい状況にある場所（ホットスポット）を重点的に巡回する「ホットスポットパトロール」を実践します。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言時には外出自粛の呼びかけを行うなど、緊急時の情報発信も行います。



### (1) トラブル防止のために

現在、インターネットによる、他人への誹謗・中傷、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害が大きな問題となっています。

情報を受信・発信するときは、それによって生じるリスク、社会的責任、法的責任を自分自身が負わなければなりません。書き込む前に人権侵害や中傷になるか、また、トラブルや犯罪に巻き込まれないか、よく考える必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者や医療関係者、またその家族が誤った情報や認識により、偏見や差別をうけています。

これらの被害を防止するため、日々の安全・安心を確保するため、みんなと安全安心メールや広報みなとなど、様々な媒体を使用し周知・啓発を行っていきます。

### (2) 犯罪被害防止について

区は、警視庁が進めている東京中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワークの推進に協力しています。この支援ネットワークには情報技術の研究機関や企業も参画しています。

区は警視庁、東京商工会議所港支部と協力し、企業のサイバーセキュリティ対策や最新のインターネット犯罪の事例を紹介するなど、中小企業や区民向けのサイバーセキュリティ対策セミナーを開催しています。

コロナ禍においては感染拡大の不安感に乘じ、給付金に関する不審なメールやインターネットによる詐欺などが発生し、インターネット犯罪に対する不安感が増加しました。

区では、インターネット犯罪に関する最新の情報やセキュリティ対策について、みんなと安全安心メールや区のホームページ、ツイッター等を活用して積極的に情報発信し、事業者や区民への注意喚起を行っていきます。

## 4-4

## 各地区生活安全活動推進協議会の活動



## 再掲

所管課：各総合支所 協働推進課

地域の生活安全活動及び環境美化活動によって犯罪が起きにくい環境づくりを推進するため、各総合支所は、各地区生活安全活動推進協議会（町会・自治会、商店会、事業者、自主防犯団体、警察署・消防署等関係機関で構成）の活動を支援し、パトロールやキャンペーン、清掃活動など地域の実情に応じた活動を協働して実施します。

## 4-5

## 危機対応向上訓練



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

区では、区役所・支所改革や新規採用職員の増加、指定管理者制度の導入など、行政サービスを提供する上での環境は大きく変化しており、エレベーターの閉じ込めや新型インフルエンザなど、複雑・多様化した様々な危機が懸念されます。

これらを踏まえ、指定管理者などを含めた区職員の危機管理意識を向上させるとともに、組織としての危機対応能力を強化させるため、区内における危機事案の発生を想定した初動対応訓を実施します。

写真：訓練の様子

写真：エレベーターの閉じ込め訓練の様子

## 参考 港区危機管理基本マニュアル

港区危機管理基本マニュアルは、区が実施すべき危機管理に関する基本的事項を定め、危機の発生を未然に防止するとともに、危機が発生した場合、迅速かつ機動的に組織力を集中して対応し、区民の生命、身体、財産等への被害を最小限に留めることを目的としています。マニュアルでは、危機事案を詳細に分類するとともに、事案ごとの対応レベルや緊急報告事案を具体的に明記し、職員が危機発生時に迅速に行動できる内容としています。

## 4-6

## 運河に架かる橋りょうのライトアップ



所管課：芝浦港南地区総合支所 まちづくり課

芝浦港南地区の貴重な地域資源である水辺空間の魅力をさらに向上させるとともに、東京タワーやレインボーブリッジと調和させた良好な景観形成と、地域コミュニティや観光・産業の活性化を図るため、橋りょう、モニュメント等のライトアップを実施します。ライトアップにより、暗かった橋の下、運河沿緑地、航路等の周辺夜間景観を明るくすることで、運河沿緑地等の水辺空間の利活用を促進させ、地域のより安全・安心なまちづくりにつなげます。

イメージ図：完成イメージ（御楯橋）

## 4-7

## 防犯面における港区国際防災ボランティアとの連携



所管課：産業・地域振興支援部 国際化・文化芸術担当

区は、災害時に外国人に正確な情報を提供するとともに、意思疎通がスムーズに行えるよう、通訳・翻訳を行う港区国際防災ボランティアを育成しています。ボランティアが多言語によりコミュニケーションの橋渡しを行うことで、外国人の言葉の不安を軽減し、安全・安心を確保します。

今後も外国からより多くの来街者が港区を訪れることが予想されます。区が区民等と協働して実施する防犯パトロール活動等に、必要に応じて港区国際防災ボランティアの派遣を要請するなど、防犯面においても連携を検討します。



所管課：産業・地域振興支援部 国際化・文化芸術担当

Minato Information Mail (愛称：MIM (ミム)) は、外国人に対して、区、関係団体等が発信する情報について、多言語（英語、中国語、ハングル、やさしい日本語）による電子メールでの配信とともに、電子メールによる簡易調査で、外国人の意見、要望等を把握する双方向によるコミュニケーションの実現を目的とした事業です。

今後、区危機管理・生活安全担当と協力しながら生活安全に関する情報を積極的に配信するとともに、外国人の生活上の不安、犯罪等に対する意識などについて把握します。



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

### (1) 港区生活安全協議会の運営

港区生活安全協議会（会長：港区長）は、安全で安心できる港区にする条例に基づき、区の生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議するために設置しています。

地域の安全安心を確保するためには、地域の区民や事業者、警察署、消防署等の行政機関との協働が不可欠です。このため港区生活安全協議会は、警察署、消防署及び防火・防犯協会、交通安全協会、各地区の環境美化協議会、商店街連合会等、生活安全に係る関係団体で構成しています。

関係団体それぞれが、安全で安心できるまちづくりに向けた取り組みを推進するため、活動事例の紹介や情報交換を行います。

### (2) 港区長と区内警察署長との連絡調整会議の運営

港区と区内6か所の警察署との連携をより一層強化し、治安向上を図るために締結した「港区と区内警察署との生活安全に関する覚書」に基づき、「港区長と区内警察署長との連絡調整会議」を運営します。会議では、具体的な生活安全施策や生活安全に関する地域の課題などを共有することにより、区と区内警察署の連携した取組を推進します。

#### 参考 危険ドラッグ、特殊詐欺、客引き行為などの対策に関する覚書

平成27(2015)年2月、港区と区内6か所の警察署、東京都宅地建物取引業協会港支部、全日本不動産協会東京都本部港支部で「危険ドラッグの売買等の対策に関する覚書」を締結しており、危険ドラッグなどの規制薬物の売買、特殊詐欺、客引き行為などの撲滅について連携・協力を行います。

4-10

## 地域団体のパトロール活動等への支援



所管課：各総合支所 協働推進課  
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

### (1) 自主防犯団体などが行う防犯活動への助成

所管課：各総合支所 協働推進課、防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

区民や事業者等を構成員とする自主防犯団体（※）がパトロール等の防犯活動を実施する場合の必要な経費に対し、その一部を港区安全安心まちづくり補助金交付要綱に基づき、補助金として交付します。

※自主防犯団体：町会・自治会は、下記（2）「町会・自治会が行う生活安全活動への補助」で補助金を交付するため、当助成制度の対象外です。

### (2) 町会・自治会が行う生活安全活動への補助

所管課：各総合支所協働推進課

町会・自治会が行う生活安全の確保及び犯罪の防止を目的としたパトロール活動やキャンペーン実施、講習会開催、資器材・物品等の購入、意識啓発等に要する経費について、港区町会等補助金交付要綱に基づき、その一部を団体活動費補助金として交付します。

4-11

## 町会・自治会、商店会等の地域団体が設置する防犯カメラへの補助

【拡充】



所管課：各総合支所 協働推進課  
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

町会・自治会や商店会等の地域団体が、プライバシーへの配慮など区が定める基準を満たした上で、区民等の安全確保及び犯罪の未然防止などを目的として設置する防犯カメラについて「整備費」及び「整備費の補助により設置した防犯カメラの維持管理費」を対象に、補助金を交付します。

### (1) 防犯カメラ整備費

【拡充】

町会、自治会、商店会等の地域団体が、当該地域の道路等における区民等の安全確保及び犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラの整備に要する経費の一部を補助します。

### (2) 防犯カメラ維持管理費

「防犯カメラ整備費」の補助により設置した防犯カメラの維持管理に要する経費の一部を補助します。

## 4-12

## 防犯灯設置・維持管理の支援



所管課：各総合支所 まちづくり課／協働推進課

## (1) 私道の防犯灯設置等への工事費補助

所管課：各総合支所 まちづくり課

町会・自治会等がまちの安全及び明るさを確保するため私道内に防犯灯を新設、建替又は撤去する場合に工事費を補助します。

## (2) 町会・自治会等が設置した防犯灯等の維持管理の補助

所管課：各総合支所 協働推進課

町会・自治会等が設置した防犯灯の維持管理費の一部を港区町会等補助金交付要綱に基づき、補助金として交付します。

## 4-13

## 住宅への防犯対策助成



所管課：各総合支所 協働推進課  
防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

## (1) 住まいの防犯対策助成事業

空き巣被害等の防止には、区民の防犯意識の向上とあわせ、侵入されにくい建物にすることが効果的です。区内に居住し住民登録している世帯を対象に、住まいの防犯対策（補助錠、防犯フィルム等）に要する費用の一部を助成します。

## (2) 共同住宅防犯対策助成事業

建物への侵入犯罪等の防止を図るため、区内の共同住宅（マンション及び賃貸住宅をいう。）の管理組合等又は所有者に対して、当該共同住宅の共用部分などへの防犯機器（防犯カメラシステム、センサー付きライト等）の新たな設置に要する費用の一部を助成します。なお、より効果的な防犯対策とするため、助成対象者に対し、防犯アドバイザーなどの専門家による防犯診断を実施します。



### (1) 放置自転車対策の推進

所管課：各総合支所 まちづくり課、街づくり支援部 地域交通課

総合支所ごとに、地域特性に応じて放置自転車の整理・警告・通告・撤去を行い、区民の安全で快適な歩行空間の確保及び安全なまちづくりを推進するため、歩行者等の通行の妨げとなる放置自転車対策をより一層充実させていきます。

放置自転車の多い駅周辺などを中心に、自転車等駐車を設置することで、放置禁止区域を適宜設定していき、即時撤去の実施及び違法駐輪に対する監視や指導を行っていきます。

### (2) 自転車等駐車場の整備

所管課：街づくり支援部 地域交通課

駅周辺の放置自転車等の削減により、安全で快適な歩行空間の確保と自転車等利用者の利便性向上を図るため、「港区自転車等総合基本計画」に基づき、駅周辺の自転車等駐車を整備します。

これまで、駅周辺に近接した自転車等駐車場の整備用地の確保や整備手法の検討により、機械式駐輪場による整備など限られたスペースを有効活用するなどして整備を図ってきました。

本格的な自転車等駐車場用地の確保が当面困難な地域においては、「今後の暫定自転車等駐車場の整備方針」に基づき、駅近隣の民有地や広い歩道に設置する手法などを取り入れ、暫定自転車等駐車場の整備を行っていくとともに、民間事業者の開発に合わせて一般利用が可能な公共的な自転車等駐車を民設民営で確保するなど新たな手法も検討していきます。



所管課：各総合支所 まちづくり課  
街づくり支援部 土木管理課

限られた歩行空間における商業広告の看板等は、歩行者の通行の妨げになるだけでなく、災害時の救助活動等にも支障をきたす恐れがあります。

交通安全、防災、防犯などの観点から、道路の適正な利用を促進するため、道路本来の通行機能を阻害している置き看板やのぼり旗などの路上放置物に対し、各関係機関と連携・協力し、是正指導・除却等を実施します。



たばこの吸い殻のポイ捨てが多い場所は、地域的美観を損ねるだけでなく、犯罪や火災を誘発する恐れがあります。

区では、たばこを吸う人も吸わない人も、誰もが快適に過ごせるまちをめざし、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で、港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人を守るべきルールとして「みなとタバコルール」を定めています。区内における屋外の公共の場所で、吸い殻のポイ捨てや路上喫煙等を防止するため、指定喫煙場所の整備や指導員による指導・啓発を行うなど、区民や来街者に対し、「みなとタバコルール」の一層の浸透を図ります。

### (1) 周知・啓発

ポスターや路面シール、キャンペーンなど、対象者や場所に応じた効果的な手法で「みなとタバコルール」の周知・啓発を行います。とりわけ、東京2020 大会に向けて区を訪れる観光客等が急増することが見込まれるため、来街者への周知・啓発を強化します。

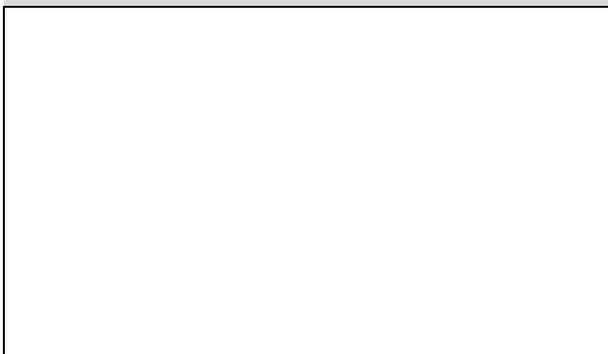
### (2) 巡回・重点指導

区内を指導員が巡回し、ルールを守らない喫煙者一人ひとりへのきめ細かな対応、継続的な定点指導、丁寧な周知などねばり強い取組を行うことで「みなとタバコルール」の遵守・徹底をめざします。

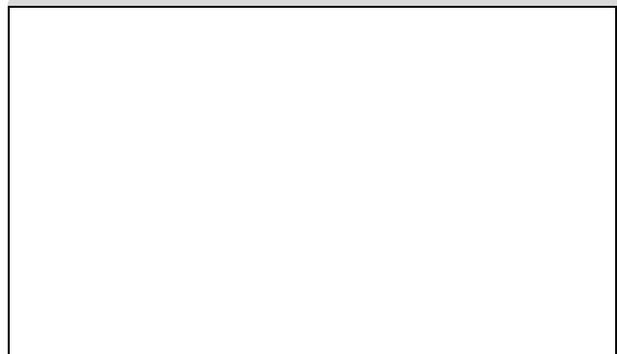
### (3) 喫煙場所の整備

吸う人も吸わない人も快適に過ごせる環境づくりのため、屋内外に喫煙場所を整備します。

巡回指導員



こうなん星の公園 指定喫煙場所





平成 18(2006)年に発生したシティハイツ竹芝エレベーター事故で、ご遺族が区やエレベーター保守会社等を相手に訴えていた民事訴訟は、平成 29(2017)年 11 月 24 日に和解しました。

区は、和解後、エレベーター事故の風化防止を図るとともに、広く区民に安全について考えてもらうため、平成 30(2018)年 3 月に事故の発生した 6 月 3 日を「港区安全の日」として決めました。区は、「港区安全の日」に関連して、事故のご遺族及びその支援者の方からなる赤とんぼの会と講演会を共催しているほか、事故の風化防止を目的としたパネル展、区民を対象としたセミナーを行っており、今後も様々な情報媒体を活用した情報発信を実施していきます。

### (1) 「6.3 安全な社会づくりを目指して」の共催周知・啓発

事故のご遺族とその支援者からなる赤とんぼの会は、毎年 6 月 3 日に、集会「6.3 安全な社会づくりを目指して」を開催してきました。平成 30(2018)年度からは、この集会を区との共催として、講演会を開催しています。



### (2) パネル展「6.3 あの日の忘れない～シティハイツ竹芝エレベーター事故を教訓とした安全への取組」

エレベーター事故の状況や戸開走行事故の重大性、事故後の区の安全対策等について広く区民に周知するため、令和元(2019)年度から区有施設ロビーでパネル展を開催しています。パネル展については、今後も、区有施設ロビー等で開催していくほか、区ホームページ等にパネルの内容を掲載することで、できるだけ多くの方に区の安全に対する取組を知っていただけるよう情報発信を行っていきます。



### (3) 「身近な施設の安全について考えるセミナー」

区民が安全に関する知識を深め、身近な施設の安全について考える機会とするため、令和元(2019)年度から区民を対象としたセミナーを実施しています。本セミナーでは、エレベーターのみならず、広く安全に関する知識を広めるため、今後も安全を視点として、幅広い分野のテーマについて開催していきます。

4-18

## 日常の安全・安心を確保する環境づくりの取組



所管課：街づくり支援部 都市計画課

「港区まちづくりマスタープラン」（平成29(2017)年3月改定）に基づき、子どもや高齢者、障害者、外国人などを含め、誰もが安全・安心に暮らせるよう道路や公園、オープンスペースなどの防犯性に配慮した施設の整備を推進するとともに、国内外からの旅行者の増加などを踏まえて、安全で清潔感のある再訪したくなるまちづくりをめざします。また、大規模な開発等が実施される際には、安全・安心な生活環境を創出するよう事業者への指導・誘導をあわせて行います。

4-19

## 建物への防犯設備の整備促進 (建築確認申請前の事前協議)



所管課：防災危機管理室 危機管理・生活安全担当

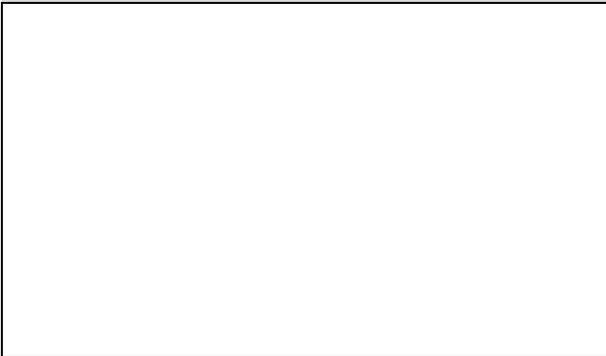
「安全で安心できる港区にする条例」第7条「建築主の責務」に基づき、建物の防犯設備の整備を促進するため、共同住宅（一棟の戸数が7戸以上のもの）・ホテル（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に係る建物）・雑居ビル（3以上の階数を有し、かつ延べ面積が100㎡を超える建築物で、2以上の店舗が入居する建築物）を建築（大規模修繕を含む）しようとする建築主に対し、建築確認申請前に建物所管地域の警察署へ協議を行うよう求めます。



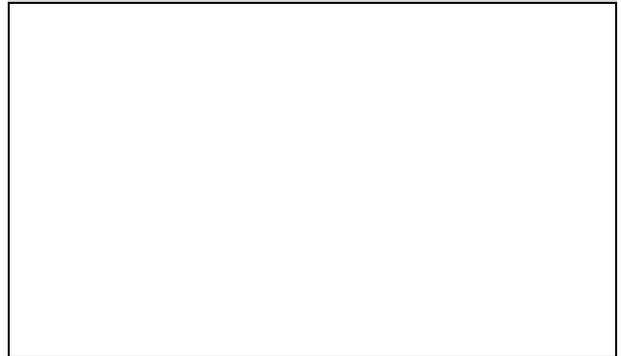
「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、普段は様々な職業に就いている区民や区内に通勤・通学している人が消防団員として活動しています。東京2020大会においても消防署隊と連携した警戒活動を実施します。

区では、災害時に地域の防災リーダーとして初期消火や人命救助などにあたる消防団の訓練や活動を支援するため、公務災害に備えた共済掛金の支援、活動費・訓練出動手当の支給、団員の装備・防災資機材助成、港区内消防団ポンプ操法大会等の事業を実施します。

ポンプ操法大会の様子



歳末特別警戒



#### 参考 消防団とは

消防団とは、消防署とともに消防・救助・警戒・予防啓発活動などを行う消防組織法に基づく消防組織です。団員は、各々の職業（自営業・会社員など）を持ちながら消防団活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。区内では、東京消防庁芝・麻布・赤坂・高輪消防署と同様の区域を管轄し、芝・麻布・赤坂・高輪消防団が活動しています。



### (1) 街頭消火器の設置

平常時の火災や地震等に関連した災害時の火災の初期消火に役立てるため、区内の道路上等に消火器を設置し、管理しています。

現在、港区内には約1,500本の街頭消火器が設置されており、外国人にも分かるよう、格納箱には日・英の2か国語で消火器と標記しているほか、震災時、火災の延焼から避難する広域避難場所を記した地図を貼付しています。

### (2) 消火器薬剤補充支援

初期消火活動の促進を図るため、区内で発生した火災の消火に協力するために使用した消火器の薬剤を区が補充します。

街頭消火器



令和元(2019)年の区内の火災発生件数は、176件で過去5年で見ても同程度の件数で推移しています。火災を予防するために必要な知識を周知し、火災予防意識を啓発する必要があります。

区内消防署と密に連携して最新の火災事例や火災予防知識を共有し、インターネット等の多様な媒体を駆使して周知・啓発します。

4-23

## 道路、公園等施設の巡回・点検



所管課：各総合支所 まちづくり課

道路や公園等に設置されている施設を安全で安心して利用できるように区職員や指定管理者による巡回や点検を実施します。

道路では、区職員により、公園等では区職員や指定管理者による日常点検と定期的な巡回点検（月1回）を実施して施設の安全を確保します。また、街路灯は区職員により夜間巡回（2か月に1回）を実施して街路灯の保守作業を実施します。エレベーターやエスカレーターについては、定期的な点検と、長期修繕計画に基づく修繕、部品の交換により設備を健全に維持します。

4-24

## 区有施設への警備員等の配置



所管課：各施設管理所管課

本庁舎・各地区総合支所・一部区立図書館等、区民が身近に利用する区有施設において、不審者侵入・迷惑行為・盗難等の犯罪行為の未然防止及び発生時の迅速な対応を図るため、各施設の実情に応じた警備員や巡回専門スタッフの配置を行い、施設内及び施設周辺の巡回等を実施します。

本庁舎の警備員

--



スマートフォンを操作しながら歩行したり、自転車で走行する「ながらスマホ」は、視野が極端に狭まり無防備・不注意な状態となることから、ひったくり犯や痴漢などに隙を狙われやすくなります。

「ながらスマホ」によって注意力が低下することで、事件や事故に巻き込まれたり、他人に怪我をさせるなど、被害者にも加害者にもなってしまいう行為です。

区では安全安心の観点から、広報みなとや安全安心メールなどで注意喚起を行い、安心して過ごせるまちをめざし、啓発活動に取り組みます。



### (1) 区の危機管理対策

新型コロナウイルス感染症への対策として、「港区危機管理対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症に関する情報を収集し、区民の生命を守るための感染拡大防止に向けた様々な対策を実施しています。

国が緊急事態を宣言した際には、「港区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、発生段階に応じた対応方針や、感染予防及びまん延防止に係る措置に関することなどについての対応をしています。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、感染拡大を防止するため、区民の健康維持や子どもの保育をはじめ、福祉の観点から休館・休止すべきでない一部の施設及び事業を除き、区有施設及び区主催事業を休館・休止としました。区有施設・事業の再開後についても、定員の制限や検温の実施等により、利用者の感染防止に努めています。

国内でマスクの供給量が不足する中、多くの患者を受け入れている区内医療機関、健診等外出する機会が多い妊産婦の方などに対してマスク等を提供しています。

### (2) 各種啓発活動

青色防犯パトロール車両や生活安全パトロール隊では、緊急事態宣言発出に伴い不要不急の外出を控える呼びかけやマスクの着用、3つの密（密閉・密集・密接）を避けるよう広報・啓発活動を実施しています。

安全安心メールでは、不要不急の外出を控える内容を配信したほか、新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺等の犯罪に対する注意喚起を行いました。

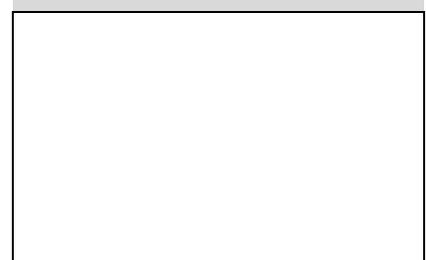
広報みななどにおいても、新型コロナウイルス感染症に関連する犯罪の事例を紹介し、犯罪被害防止に関する周知をしています。

### (3) 「みなと新型コロナ対策宣言店」ステッカーの配布

事業活動に深刻な影響が及んでいる区内事業者を支援するため、また、区民や港区に訪れる人が安心して店舗を利用できるよう、各店舗において感染拡大防止対策を実施していることが、一目でわかる「みなと新型コロナ対策宣言店」ステッカーを作成・配布しています。ステッカーを掲出している事業者は、区のオンライン研修を受講し、区が推奨する感染症対策を実施している事業者です。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、区民が安全に安心して日常生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

ステッカー



## 參考資料

---

## 1 港区生活安全行動計画の策定経過

### ● 「港区生活安全行動計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）」策定経過

年月	内容
令和2（2020）年5月	統計資料・データ収集
令和2（2020）年7月	区民アンケートの実施
令和2（2020）年9月	港区生活安全行動計画策定会議
令和2（2020）年9月	港区生活安全施策推進検討会
令和2（2020）年9月	※策定方針決定
令和2（2020）年10月	港区生活安全行動計画策定会議
令和2（2020）年10月	港区生活安全施策推進検討会
令和2（2020）年10月	※素案策定
令和2（2020）年11月	庁議（港区生活安全行動計画素案について）
令和2（2020）年11月	議会報告
令和2（2020）年12月	区民意見募集
令和3（2021）年2月	港区生活安全行動計画策定会議
令和3（2021）年2月	港区生活安全施策推進検討会
令和3（2021）年2月	※計画確定
令和3（2021）年3月	※新たな港区生活安全行動計画の決定

●港区生活安全行動計画策定会議

港区生活安全行動計画策定会議は、港区生活安全行動計画の策定に際し、幅広い意見を取り入れるために設置されました。

港区生活安全行動計画策定会議 委員名簿（敬称略）

（令和2（2020）年4月～令和3（2021）年3月）

区分	氏名	所属等	
会長	おおた たつや 太田 達也	有識者	慶應義塾大学 教授 （刑事政策・被害者学）
委員	こいずみ ゆか 小泉 友香	区民	公募（在住）
	よしの しげる 吉野 茂	区民	公募（在住）
	おぐら けいこ 小倉 敬子	区民	公募（在勤）
	いでの やすまさ 出野 泰正	区民	赤坂青山・環境美化推進協議会会長 赤坂青山町会連合会会長 港区保護司会会長
	ほった つとむ 堀田 勉	事業者	東京ガス株式会社 地域広報担当課長
	あらい かずみ 新井 一実	関係行政機関	愛宕警察署 生活安全課長 （港区生活安全協議会行政連絡会委員）
	ろくがわ こうし 六川 光史	関係行政機関	芝消防署 警防課長 （港区生活安全協議会行政連絡会委員）
	はせがわ ひろよし 長谷川 浩義	区職員	港区 防災危機管理室長

## ●港区生活安全行動計画策定会議設置要綱

平成23年3月29日

22港防第1594号

(設置)

第1条 港区生活安全行動計画(以下「行動計画」という。)を改定するため、港区生活安全行動計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 行動計画の改定に関すること。

(2) その他必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、区民、事業者、有識者、関係行政機関の職員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員11人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 区長が委嘱する委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(会長)

第5条 策定会議に、会長を置く。

2 会長は、有識者をもって充て、会務を統括する。

(運営)

第6条 策定会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、策定会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、防災危機管理室防災課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## ●港区生活安全施策推進検討会設置要綱

平成17年11月1日

17港危生第83号

(設置)

第1条 港区における生活安全施策を効果的に推進するため、港区生活安全施策推進検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区の生活安全施策の推進に関すること。
- (2) 区の生活安全施策の計画及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、防災危機管理室長をもって充て、会務を統括する。

3 副会長は、防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、会長は、必要と認める者を臨時委員として指名することができる。

(招集)

第4条 検討会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し検討会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、防災危機管理室防災課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

芝地区総合支所協働推進課長
麻布地区総合支所協働推進課長
赤坂地区総合支所協働推進課長
高輪地区総合支所協働推進課長
芝浦港南地区総合支所協働推進課長
保健福祉支援部高齢者支援課長
子ども家庭支援部子ども家庭課長
教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

## 2 区民アンケート結果概要

### 1 調査概要

#### (1) 調査の名称

---

港区生活安全に関する区民アンケート調査

#### (2) 調査の目的

---

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に変化していく暮らし方や働き方、学び方など、人々の新しい生活様式への対応を見据え、令和3(2021)年度からの次期「港区生活安全行動計画」の策定に向け、より効果的な生活安全施策を実施するための基礎資料とすることを目的として実施。

#### (3) 調査対象及び対象者数

---

・ 港区内の各町会・自治会の会長	232 人
・ 民生児童・児童委員	141 人
・ 区立小・中学校及び幼稚園のPTA会長	40 人
・ 区政モニター	30 人
※合計	443 人

#### (4) 調査期間

---

令和2(2020)年7月3日(金)～令和2(2020)年7月17日(金)

#### (5) 調査方法

---

郵送送付・郵送回収

※ただし「区立小・中学校及び幼稚園のPTA会長」は、区交換便にて送付・回収)

#### (6) 回収状況

---

325人(回収率:73.4%)

## 2. 結果のあらまし

### ■ 居住地区の治安について

---

#### ① 住んでいる地区の治安状況の変化

居住地区の治安の変化について聞いたところ、「変わっていない」(57.5%)が最も多いものの、「悪くなっている」「やや悪くなっている」と感じている人が約2割を占めています。

また、居住地区の治安の変化を地区別にみると、どの地域においても「変わっていない」が最も多くなっていますが、麻布、赤坂、高輪地区においては、「悪くなっている」「やや悪くなっている」の合計が3割弱とやや多い傾向が見られます。

#### ② 住んでいる地区の治安が悪くなったと感じる理由

居住地区の治安が悪化していると感じる理由について聞いたところ、「地域の連帯意識が希薄となったから」(46.8%)が最も多く、次いで「不審者にみえる人が多くなった気がするから」(41.6%)、「周囲での犯罪被害やそれにつながりそうな事案を聞き知ったから」(37.7%)となっています。

#### ③ 犯罪に対する不安

犯罪被害への不安感の有無について聞いたところ、「あまり不安を感じない」(52.0%)が最も多いものの、次いで「やや不安を感じる」(33.5%)が多く、「非常に不安を感じる」(2.2%)と合わせて4割弱の方が不安を感じていると回答しています。

#### ④ 犯罪被害について不安を感じる場所

犯罪被害への不安感の有無について「非常に不安を感じる」「やや不安を感じる」と答えた方に、不安を感じる場所について聞いたところ、「道路」(60.3%)が最も多く、次いで「自宅」(30.2%)、「公園」(27.6%)、「飲食店街」(22.4%)となっています。

#### ⑤ 被害にあいそうな犯罪

犯罪被害への不安感の有無について「非常に不安を感じる」「やや不安を感じる」と答えた方に、不安を感じる犯罪や行為について聞いたところ、「インターネットを使用した犯罪」(30.2%)が最も多く、次いで「振り込め詐欺」及び「悪質商法(訪問、電話)」(26.7%)、「空き巣に入られる」(25.9%)、「痴漢やわいせつ行為」(20.7%)、「子ども、女性などへの声かけ」「暴力や傷害」(19.0%)となっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛の影響等もあり、前回調査に比べて「自宅であいそうな犯罪」への回答が多くなっています。

## ■ 繁華街の治安について

---

### ⑥ 繁華街に対する犯罪不安

繁華街における犯罪への不安感の有無について聞いたところ、「あまり不安を感じない」(46.2%)が最も多く、次いで「やや不安を感じる」(38.5%)、「非常に不安を感じる」(7.4%)となっています。

### ⑦ 繁華街で不安を感じる理由

繁華街で不安を感じる理由について聞いたところ、「酒に酔っての迷惑行為をする人がいるから」(61.7%)が最も多く、次いで「暴力行為や薬物乱用などがあることを聞き知ったから」(56.4%)、「客引き行為があるから」(47.7%)で、前回調査とほぼ同様の傾向となっています。

## ■ 港区の安全・安心に関わる事業について

---

### ⑧ 生活安全施策の効果

区が実施している安全・安心に関わる事業について聞いたところ、「区の施設への防犯カメラの設置」(83.4%)、「自動通話録音機貸与事業」(82.8%)、「地域団体などの街頭防犯カメラ設置などへの補助事業」(80.0%)、「青色防犯パトロール自動車による24時間パトロール」(75.4%)、「地域団体の子どもの見守りなど防犯活動への支援」(70.8%)、「港区生活安全パトロール隊」(69.5%)の順に効果がある(「効果がある」または「どちらかといえば効果がある」と答えている方が多くなっています)。

### ⑨ 民間団体が行う防犯・防火活動で知っているもの

火の用心の見回りや夜回り、町会の防犯パトロール、子どもの見守り、消防・防災訓練、環境美化キャンペーンなどの回答がありました。

## ■ 身近な防犯対策について

---

### ⑩ 実施している防犯対策

自身や家族が実施している防犯対策について聞いたところ、「玄関または窓錠の強化」(65.8%)が最も多く、次いで「自宅周辺の清掃、美化」(59.4%)、「インターネットセキュリティ対策の実施」(35.1%)となっています。

## ■ 地域の生活安全活動について

---

### ⑪ 地域の生活安全活動への参加

生活安全活動の参加について聞いたところ、「積極的に参加している」(32.6%)が最も多く、次いで「たまに参加している」(31.7%)となっています。また、「参加していないし、今後も参加しない」と回答した方は全体の1割程度となっています。

### ⑫ 参加している生活安全活動

地域の生活安全活動に参加している方の活動について聞いたところ、「地域の防犯パトロール活動」(85.2%)が最も多く、次いで「子どもの通学等見守り活動」(38.8%)、「違法看板、チラシの撤去や落書き消去などの環境浄化活動」(33.5%)、「危険な場所を点検する活動」(29.7%)となっています。

### ⑬ 地域の生活安全活動の問題点

生活安全活動で問題に感じることにについて聞いたところ、「参加者が足りない」(52.6%)が最も多く、次いで「マンネリ化」(38.3%)となっています。一方、「特にない」との回答は2割弱となっています。

### ⑭ 地域の生活安全活動へ参加していない理由

地域の生活安全活動に参加していない理由について聞いたところ、「活動を知らないから」(41.1%)が最も多く、次いで「参加の仕方がわからないから」(40.2%)、「忙しいから」(38.3%)となっています。

### ⑮ 特に必要と感じる安全・安心に関する地域活動

特に必要と感じる安全・安心に関する地域団体の活動について聞いたところ、「地域の防犯パトロール活動」(61.2%)が最も多く、次いで「子どもの通学等見守り活動」(52.3%)、「違法看板、チラシの撤去や落書き消去などの環境浄化活動」(40.6%)、「危険な場所を点検する活動」(40.3%)、「来街者や飲食店等に対してのマナーの啓発活動(客引き防止キャンペーンなど)」(31.1%)となっています。

## ■ 区に期待することについて

---

### ⑯ 防犯活動について区に支援してほしいこと

区に支援してほしい防犯活動について聞いたところ、「犯罪の発生状況などの情報提供」(57.5%)が最も多く、次いで「防犯対策物品の支給や貸与」(35.7%)、「防犯対策への補助金」(28.0%)となっています。

### ⑰ 特に取り組んでいくべき生活安全対策

安全で安心できるまちづくりのため区に実施してほしいことについて聞いたところ、「防犯カメラの整備」(60.9%)が最も多く、次いで、「警察や消防との連携」(40.6%)、「指導員や警備員など見守りにあたる人員の配備」(35.1%)となっています。

## ■ 東京 2020 大会開催に伴う治安について

---

### ⑱ 東京 2020 大会の開催に伴う区内の治安の不安

東京 2020 大会の開催に伴う不安感の有無について聞いたところ、「やや不安を感じる」(44.6%)が最も多く、次いで「あまり不安に感じない」(36.6%)となっています。

「やや不安を感じる」と「非常に不安を感じる」を合わせると6割弱の方が不安に感じていると回答していますが、前回調査と比べると若干少なくなっています。

### ⑲ 東京 2020 大会の開催に伴う不安の理由

東京 2020 大会の開催に伴う不安の理由について聞いたところ、「外国から来る大量の人の中に犯罪者が紛れ込む可能性があるから」(64.7%)が最も多く、「来街者が多く集まる場所での犯罪が増えるから」(57.2%)となっています。前回調査と比べると、「選手や観客を狙うテロ等に巻き込まれるから」(26.2%)と回答した方が少なくなっています(前回調査：53.9%)。

### ⑳ 東京 2020 大会の開催に伴う区に求める事業の強化

東京 2020 大会の開催について聞いたところ、区に求める事業の強化は「防犯カメラの整備」(55.6%)が最も多く、次いで「指導員や警備員など見守りにあたる人員の配備」(53.5%)となっています。その他、オリンピックについては、新型コロナウイルス感染症の影響等の理由で中止すべきとの回答がありました。

■ 今後も想定される新型コロナウイルス感染症等に関連する犯罪への新たな対策の提案  
や不安等

---

高齢者のみ世帯を対象とした詐欺、インターネットを活用した犯罪、休校中の子どもを狙う不審者の増加等の不安を感じるとの回答がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な情報が飛び交うなかで、区にはより正確な情報提供を望むとの回答がありました。

■ 区に対する意見や要望

---

新型コロナウイルス感染症に関する意見や要望が多数見られるなか、既存の生活安全事業の改善や強化を希望する回答も多くありました。

### 3 関連する条例等

#### ●安全で安心できる港区にする条例

平成十四年十二月十一日

条例第四十七号

(目的)

第一条 この条例は、港区にかかわるすべての人々が相互に協力して、生活安全意識の向上を図るとともに、生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた自主的な取組を推進することにより、安全で安心できる港区を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民等 区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 二 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- 三 土地建物管理者 区内に存する土地又は建物を所有し、管理し、又は使用しているものをいう。

(区の責務)

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 生活安全意識の啓発に関すること。
  - 二 区民等、事業者、土地建物管理者等が、自主的に実施する生活の安全確保及び犯罪の防止に向けた活動（以下「生活安全活動」という。）の支援に関すること。
  - 三 防犯設備の設置の要請及び支援に関すること。
  - 四 安全かつ健全な生活環境を阻害するおそれのある行為を防止するための指導等に関すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施策
- 2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、区の区域を管轄する警察署、消防署等の行政機関及び防犯関係団体等と連携を図るものとする。

(区民等の責務)

第四条 区民等は、その生活が安全に営まれる環境の確保に努めるものとする。

- 2 区民等は、生活安全活動の推進に努めるものとする。
- 3 区民等は、前条第一項に定める施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、区民等の生活が安全に営まれる環境の確保に努めるものとする。

- 2 事業者は、安全かつ健全な生活環境を阻害するおそれのある勧誘、宣伝活動等をしてはならない。
- 3 事業者は、第三条第一項に定める施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物管理者の責務)

第六条 土地建物管理者は、その土地又は建物に係る安全な環境の確保に努めるものとする。

2 土地建物管理者は、第三条第一項に定める施策に協力するよう努めるものとする。

(建築主の責務)

第七条 共同住宅及びホテル等不特定多数の人が利用する建築物を建築（大規模修繕を含む。）しようとする建築主は、建築の際、当該建築物に防犯設備を整備するよう努めるものとする。

2 建築主は、前項に規定する防犯設備を整備するに当たっては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づく確認申請前に、当該建築物の存する区域を管轄する警察署に協議するものとする。

(指導及び勧告)

第八条 区長は、第五条第二項の規定に違反した事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

2 区長は、前項の指導を受けてこれに従わない事業者に対しては、改めて必要な改善を行うよう期間を定めて勧告することができる。

(公表)

第九条 区長は、前条第二項の規定に基づく勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(表彰)

第十条 区長は、安全で安心できるまちづくりの推進に貢献したものを表彰することができる。

(生活安全協議会等)

第十一条 生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議するため、港区生活安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 地域における生活安全活動を推進するため、協議会の下に、生活安全活動推進協議会を置くことができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

## ●港区暴力団排除条例

平成二十六年三月二十六日

条例第一号

### (目的)

第一条 この条例は、港区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって区民等の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- 四 区民等 区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 五 事業者 区内において事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 六 警察等 警察署その他関係機関をいう。
- 七 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民等の生活又は区内における事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

### (基本理念)

第三条 暴力団排除活動は、暴力団が区民等の生活及び区内における事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区、区民等、事業者及び警察等との連携及び協力により推進するものとする。

### (適用上の注意)

第四条 この条例の適用に当たっては、区民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

### (区の責務)

第五条 区は、区民等及び事業者の協力を得るとともに、警察等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

### (区民等の責務)

第六条 区民等は、第三条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- 一 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情報を提供すること。
- 二 区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。

三 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、第三条に規定する基本理念に基づき、前条各号に定める行為を行うよう努めるとともに、従業員の安全及び事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、暴力団排除のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第八条 区民等及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等のために、暴力団員を利用すること、自己が暴力団又は暴力団員と関係があることを認識させること等による相手方に対する威圧その他の暴力団の威力を利用してはならない。

(暴力団等に対する利益供与の禁止)

第九条 区民等及び事業者は、暴力団の威力を利用し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することを目的として、暴力団若しくは暴力団関係者又はこれらのものが指定した者に対して金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(誓約書の提出)

第十条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項に基づく飲食店営業の許可を受けた者のうち、区内において営業を営むものは、前二条に規定する事項を遵守すること等を記載した誓約書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する誓約書を提出しない者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(区の行政対象暴力に対する措置)

第十一条 区長は、法第九条第二十一号から第二十七号までに掲げる行為（同条第二十五号に掲げる行為を除く。）その他の行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

(区の事務事業に係る暴力団排除措置)

第十二条 区長は、補助金、利子補給金等の交付又は貸付金の貸付け（以下「補助金等の交付等」という。）、公共工事等の区の契約、区民等との協働による事業その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団及び暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、補助金等の交付等が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認めるときは、補助金等の交付等をせず、又は既に補助金等の交付等をしたものについて返還させることができる。

3 区長は、前項の規定により補助金等の交付等をせず、又は既に補助金等の交付等をしたものについて返還させようとするときは、あらかじめ、第十六条の港区暴力団排除審議会の意見を聴かなければならない。ただし、意見を聴く時間的余裕がないとき、当該補助金等の交付等が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが明白であるときその他特別な事由があるときは、この限りでない。

(公の施設における暴力団排除措置)

第十三条 区長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理する者のうち、利用の承認に係る権限を付与されたものをいう。以下同じ。）は、区が設置する公の施設の利用者について当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものと認めるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の承認又は許可（以下「承認等」という。）をせず、又は当該利用の承認等を取り消すことができる。

2 区長若しくは教育委員会又は指定管理者は、前項の規定により利用の承認等をせず、又は利用の承認等を取り消そうとするときは、あらかじめ、第十六条の港区暴力団排除審議会の意見を聴かなければならない。ただし、意見を聴く時間的余裕がないとき、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが明白であるときその他特別な事由があるときは、この限りでない。

（指導及び勧告）

第十四条 区長は、第十二条第二項の規定に基づき、補助金等の交付等に関し、返還を求めたにもかかわらず、正当な理由がなく返還に応じないものに対し、必要な指導を行うことができる。

2 区長は、前項の指導を受けてこれに従わないものに対しては、改めて返還するよう期間を定めて勧告することができる。

（公表）

第十五条 区長は、前条第二項の規定に基づく勧告を受けたものが、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けたものにその理由を通知し、そのものが意見を述べ、証拠を提示する機会を与えた上で、次条の港区暴力団排除審議会の意見を聴かなければならない。

（港区暴力団排除審議会）

第十六条 この条例に基づく暴力団排除活動を推進するための措置を適正に実施するため、区長の付属機関として、港区暴力団排除審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、区長に意見を述べるものとする。

一 第十二条第三項、第十三条第二項及び前条第二項の規定により定められた事項

二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員十人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（広報及び啓発）

第十七条 区長は、区民等及び事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

（区民等及び事業者に対する支援）

第十八条 区長は、区民等及び事業者が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携し

て取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民等及び事業者に対し、財政的支援、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うことができる。

(青少年に対する措置等)

第十九条 青少年（十八歳未満の者をいう。以下同じ。）の教育又は育成に携わる者は、青少年に対し、暴力団に加入し、又は暴力団若しくは暴力団関係者による犯罪の被害を受けることがないよう、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区長は、前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、青少年の教育又は育成に携わる者に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(警察等の長への協力要請)

第二十条 区長は、第十条から前条までに定める措置を講ずるに当たって、必要があると認めるときは、警察等の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めるものとする。

(国、東京都及び他の区市町村への協力)

第二十一条 区長は、国、東京都並びに他の特別区及び市町村が、暴力団排除活動に関する施策を円滑に講ずることができるよう、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(区民等及び事業者の安全確保のための措置)

第二十二条 区長は、祭礼、興行その他の公共の場所における行事への暴力団及び暴力団関係者の関与、区民等及び事業者が暴力団排除活動に取り組んだことによる暴力団及び暴力団関係者からの報復その他暴力団関係者がその所属する暴力団の威力を示して行う行為により、区民生活及び事業活動を妨げ、又は危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察署長に対し、区民等及び事業者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(個人情報の提供)

第二十三条 港区個人情報保護条例（平成四年港区条例第二号）第二条第五号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団排除活動を推進するため、必要に応じて、警察等、区民等及び事業者から必要な個人情報（同条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団排除活動を推進するため必要があると認めるときは、区が保有する個人情報を警視総監及び警察署長に提供することができる。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 第十条の規定は、この条例の施行の日以後において飲食店営業の許可を受けた者（更新に係る申請に対する許可を受けた者を含む。）について適用する。

## ●港区客引き行為等の防止に関する条例

平成二十八年十二月八日

条例第六十八号

(目的)

第一条 この条例は、港区（以下「区」という。）の公共の場所における客引き行為等を防止することにより、区民等の安全で安心な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公共の場所 区内の道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供されるものをいう。

二 客引き行為等 次に掲げる行為をいう。

イ 客引き行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるように勧誘する行為をいう。）

ロ 客待ち行為（イに規定する客引き行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為をいう。）

ハ 勧誘行為（通行人等不特定の者の中から相手方を特定して行う次に掲げる行為をいう。）

(1) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務又は専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務に従事するように勧誘する行為

(2) わいせつな行為に係る姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘する行為

ニ 勧誘待ち行為（ハに規定する勧誘行為を行う目的で相手方となるべき者を待つ行為をいう。）

三 区民等 区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。

四 事業者 区内において事業（準備行為を含む。以下この号において同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。

(適用上の注意)

第三条 この条例の適用に当たっては、区民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、この条例の目的を達成するため、公共の場所における客引き行為等を防止するために必要な施策を実施するものとする。

(区民等の責務)

第五条 区民等は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し区が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し区が実施する施策に協

力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、公共の場所における客引き行為等を防止するため、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(客引き行為等の禁止)

第七条 何人も、公共の場所において客引き行為等をしてはならない。

(客引き行為又は勧誘行為を用いた営業の禁止)

第八条 事業者は、公共の場所において第二条第二号イに規定する客引き行為をした者又は当該行為に関係のある者から紹介を受け、当該行為を受けた者を客として自らが営む営業所等に立ち入らせてはならない。

- 2 事業者は、公共の場所において第二条第二号ハに規定する勧誘行為をした者又は当該行為に関係のある者から紹介を受け、当該行為を受けた者を自らが営む営業所等で当該行為に係る役務等の従事者として従事させてはならない。

(誓約書の提出)

第九条 区長は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項に基づく飲食店営業の許可を受けた者のうち、区内において営業を営むものに対し、前二条に規定する事項を遵守すること等を記載した誓約書の提出を求めるものとする。

- 2 区長は、前項の規定により誓約書を提出した者に対し、誓約書を提出したことを証する証票を交付するものとする。
- 3 前項の規定により証票の交付を受けた者は、誓約書に記載した事項に違反したときは、交付された証票を直ちに区長に返還しなければならない。

(指導)

第十条 区長は、第七条又は第八条の規定に違反する行為をしていると認める者に対し、当該行為を中止するよう指導することができる。

- 2 前項の規定による指導は、口頭又は書面により行うものとする。
- 3 区長は、第一項の規定による指導に係る事務をあらかじめ指定する者に委託して行わせることができる。

(勧告)

第十一条 区長は、前条第一項の規定による指導を受けた者が更に第七条又は第八条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該行為を中止するよう勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(命令)

第十二条 区長は、前条第一項の規定による勧告を受けた者が更に第七条又は第八条の規定に違反する行為をしていると認めるときは、当該行為を中止するよう命令することができる。

- 2 前項の規定による命令は、書面により行うものとする。

(調査等)

第十三条 区長は、第十条第一項、第十一条第一項及び前条第一項の規定による措置を行うに当たって必要があると認めるときは、第七条又は第八条の規定に違反する行為をした者又は当該行為に関係のある者に対し、当該行為をした者の氏名、住所その他必要な

事項についての質問、資料の提示の要求等を行うことができる。

- 2 区長は、第十条第一項、第十一条第一項及び前条第一項の規定による措置を行うに当たって必要があると認めるときは、区の職員に、第七条又は第八条の規定に違反する行為をした者の営業所等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- 3 前二項の規定により調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による調査等は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第十四条 第十二条第一項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その者を五万円以下の過料に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の過料を科する。
- 3 区長は、前二項の規定により過料の処分をしようとするときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十五条の三の規定により、第一項の命令を受けた者に対し、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えた上で、第十七条の港区客引き行為防止対策審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第十五条 区長は、第十二条第一項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、同項の命令を受けた者に対し、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えた上で、第十七条の港区客引き行為防止対策審議会の意見を聴かなければならない。

(営業場所提供者への通知)

第十六条 区長は、前条第一項の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している建物の所有者又は管理者に対し、当該公表に係る事実を通知するものとする。

(港区客引き行為防止対策審議会)

第十七条 この条例に基づく客引き行為等の防止に関する措置を適正に実施するため、区長の附属機関として、港区客引き行為防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、区長に意見を述べるものとする。
  - 一 第十四条第三項及び第十五条第二項の規定により定められた事項
  - 二 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員五人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(警察署長への協力要請)

第十八条 区長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、区の区域を管轄する警察署の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規制で定める。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

● 総合支所の所管区域図



芝	芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1～3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布	麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布、元麻布、西麻布、六本木、麻布台、麻布十番、東麻布
赤坂	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪	三田4・5丁目、高輪、白金、白金台
芝浦港南	芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場

●総合支所・警察署・消防署管轄表

町名	総合支所	警察署	消防署
芝1～5丁目	芝地区総合支所	三田警察署	芝消防署 (虎ノ門2丁目1・2・10番は赤坂消防署が管轄)
三田1～3丁目			
海岸1丁目		愛宕警察署 (虎ノ門2丁目1・2・10番は赤坂警察署が管轄)	
東新橋1・2丁目			
新橋1～6丁目			
西新橋1～3丁目			
浜松町1・2丁目			
芝大門1・2丁目			
芝公園1～4丁目			
虎ノ門1～5丁目			
愛宕1・2丁目			
麻布狸穴町	麻布地区総合支所	麻布警察署 (六本木1丁目10番の一部は赤坂警察署が管轄)	麻布消防署
麻布永坂町			
南麻布1～5丁目			
元麻布1～3丁目			
西麻布1～4丁目			
六本木1～7丁目			
麻布台1～3丁目			
麻布十番1～4丁目			
東麻布1～3丁目			
元赤坂1・2丁目			
赤坂1～9丁目			
南青山1～7丁目			
北青山1～3丁目			
三田4・5丁目	高輪地区総合支所	三田警察署	芝消防署
高輪1～4丁目		高輪警察署	高輪消防署
白金1～6丁目			
白金台1～5丁目			
港南1～4丁目	芝浦港南地区総合支所	東京湾岸警察署	芝消防署
港南5丁目		三田警察署	
海岸2・3丁目			
芝浦1～4丁目		東京湾岸警察署	
台場1・2丁目			

区 の 木

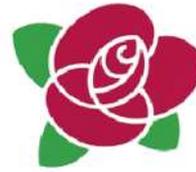


ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

## 港区生活安全行動計画 (素案)

(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

令和2(2020)年11月 発行

発行・編集：港区防災危機管理室危機管理・生活安全担当

港区芝公園一丁目5番25号

電話 03(3578)2111(代表)

<https://www.city.minato.tokyo.jp/>

